

令和3年（2021年）3月9日（火曜日）

第 4 号

令和3年第1回北海道議会定例会会議録

第4号

令和3年（2021年）3月9日（火曜日）

議事日程 第4号

3月9日午前10時開議

日程第1、議案第47号ないし第62号

日程第2、議案第1号ないし第43号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 日程第1に併せ、日程第2

出席議員 (98人)

議長	100番	村田憲俊君
副議長	77番	高橋亨君
	1番	寺島信寿君
	2番	笠木薫君
	3番	木葉淳君
	4番	小泉真志君
	5番	鈴木一磨君
	6番	武田浩光君
	7番	植村真美君
	8番	佐々木大介君
	9番	滝口直人君
	10番	檜垣尚子君
	11番	星克明君
	12番	宮下准一君
	13番	村田光成君
	14番	渡邊靖司君
	15番	浅野貴博君
	16番	安住太伸君

17番	内田尊之君
18番	大越農子君
19番	淵上綾子君
20番	松本将門君
21番	壬生勝則君
22番	山根理広君
23番	阿知良寛美君
24番	田中英樹君
25番	菊地葉子君
26番	宮川潤君
27番	中野渡志穂君
28番	荒当聖吾君
29番	白川祥二君
30番	新沼透君
31番	池端英昭君
32番	小岩均君
33番	菅原和忠君
34番	中川浩利君
35番	畠山みのり君
36番	藤川雅司君
37番	太田憲之君
38番	加藤貴弘君
39番	桐木茂雄君
40番	久保秋雄太君
41番	佐藤禎洋君
42番	清水拓也君
43番	千葉英也君
44番	道見泰憲君
45番	船橋賢二君
46番	丸岩浩二君
47番	梅尾要一君

48番	笠井龍司君	83番	東国幹君
49番	中野秀敏君	84番	小畑保則君
50番	花崎勝君	85番	角谷隆司君
51番	三好雅君	86番	千葉英守君
52番	村木中君	87番	中司哲雄君
53番	吉川隆雅君	88番	藤沢澄雄君
54番	吉田祐樹君	89番	吉田正人君
55番	佐々木俊雄君	90番	遠藤連君
56番	田中芳憲君	91番	大谷亨君
57番	沖田清志君	92番	喜多龍一君
58番	笹田浩君	93番	竹内英順君
59番	松山丈史君	95番	伊藤条一君
60番	市橋修治君	97番	神戸典臣君
61番	稲村久男君	98番	高橋文明君
62番	梶谷大志君	99番	和田敬友君
63番	北口雄幸君	欠席議員（2人）	
64番	広田まゆみ君	94番	本間勲君
65番	赤根広介君	96番	川尻秀之君
66番	佐藤伸弥君	<hr/>	
67番	中山智康君	出席説明員	
68番	安藤邦夫君	知事	鈴木直道君
69番	志賀谷隆君	副知事	浦本元人君
70番	真下紀子君	同	土屋俊亮君
71番	森成之君	同	中野祐介君
72番	大河昭彦君	公営企業管理者	佐々木誠也君
73番	金岩武吉君	病院事業管理者	鈴木信寛君
74番	池本柳次君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	平野正明君
75番	滝口信喜君	総務部危機管理監	野村聡君
76番	須田靖子君	総合政策部長	倉本博史君
78番	三津丈夫君	総合政策部監	佐々木徹君
79番	平出陽子君	総合政策部監	柏木文彦君
80番	富原亮君	総合政策部監	環境生活部長
81番	八田盛茂君	交通企画監	築地原康志君
82番	松浦宗信君	環境生活部長	

環境生活部
アイヌ政策監 長 橋 聡 君
環境生活部
東京オリンピック
連携推進監 阪 正 寛 君
保健福祉部長 三 瓶 徹 君
保健福祉部
少子高齢化対策監 京 谷 栄 一 君
経済部長 山 岡 庸 邦 君
経済部観光振興監 大 内 隆 寛 君
経済部食産業振興監 谷 岡 俊 則 君
農政部長 小田原 輝 和 君
農政部
食の安全推進監 官 田 大 君
水産林務部長 佐 藤 卓 也 君
建設部長 小 林 敏 克 君
建設部建築企画監 長 浜 光 弘 君
会計管理者
兼出納局長 三 井 真 君
企業局長 本 間 俊 明 君
道立病院部長 栗 井 是 臣 君
財政局長 古 岡 昇 君
財政課長 羽 田 翔 君

選挙管理委員会
事務局 長 叶 野 公 司 君

人事委員会
事務局 長 青 木 誠 雄 君

警察本部長 小 島 裕 史 君
総務部長 原 口 淳 君
交通部長 酒 井 智 雄 君
総務部参事官
兼総務課長 野 手 敏 光 君

労働委員会
事務局 長 森 弘 樹 君

監査委員事務局 長 加 藤 浩 君

収用委員会
事務局 長 工 藤 一 浩 君

議会事務局職員出席者

事務局 長 近 藤 晃 司 君
議事課 長 檜 山 博 哉 君
議事課長補佐 本 間 治 君
議事係 長 小 倉 拓 也 君
議事課 主任 古 賀 勝 明 君
議事課 主事 中 江 良 太 君

午前10時2分開議

○議長村田憲俊君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔檜山議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第47号ないし第62号の提出がありました。

- 議案第47号 令和2年度北海道一般会計補正予算(第12号)
議案第48号 令和2年度北海道公債管理特別会計補正予算(第1号)
議案第49号 令和2年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第50号 令和2年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
議案第51号 令和2年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算(第2号)
議案第52号 令和2年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算(第1号)
議案第53号 令和2年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
議案第54号 令和2年度北海道営住宅事業特別会計補正予算(第2号)
議案第55号 令和2年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
議案第56号 令和2年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第2号)
議案第57号 令和2年度北海道公共下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第58号 令和2年度北海道流域下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第59号 令和2年度北海道電気事業会計補正予算(第1号)
議案第60号 令和2年度北海道工業用水道事業会計補正予算(第1号)
議案第61号 令和2年度北海道病院事業会計補正予算(第1号)
議案第62号 北海道新型コロナウイルス感染症対策地域医療支援基金条例案
(上の議案は巻末**議案の部**に掲載する)
-

1. 監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

1. 本日の会議録署名議員は、

丸 岩 浩 二 議員
梅 尾 要 一 議員
笠 井 龍 司 議員

であります。

1. 日程第1、議案第47号ないし第62号

○議長村田憲俊君 日程第1、議案第47号ないし第62号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

知事鈴木直道君。

1. 議案第47号ないし第62号に関する説明

○知事鈴木直道君(登壇) ただいま議題となりました令和2年度補正予算並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

議案第47号ないし第61号の補正予算は、事業の確定に伴う経費などについて、所要の予算措置

を講じようとするものでありまして、その総額は、

一 般 会 計	1891億1100万円
---------	-------------

の減額、

特 別 会 計	93億7600万円
---------	-----------

の増額となっております。

まず、一般会計の増額補正の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、道立高校や道の庁舎等における衛生環境の改善を図るほか、庁内W i - F i やオンライン会議の環境等を整備することとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

また、公債費について、道債の発行条件の確定等に伴い、利子を減額するとともに、公債費負担の軽減等のため、繰上償還を行うこととし、56億円を計上いたしました。

次に、減額補正の主なものといたしましては、事業の確定等に伴い、

中小企業総合振興資金貸付金	1107億5500万円
税関係交付金及び地方消費税清算金	104億600万円
保健福祉関係義務的経費	73億1000万円

などを減額いたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものといたしましては、

地 方 交 付 税	66億6000万円
道 債	280億6200万円

を計上する一方、

道 税	222億5500万円
国 庫 支 出 金	466億1300万円
諸 収 入	1134億200万円

を減額いたしました。

次に、その他の案件といたしまして、議案第62号は、新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者等への支援などを目的として納付された寄附金等を積み立てるため、新たに基金を設置しようとするものであります。

以上、今回提案いたしました案件について、その大要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

1. 日程第1、議案第47号ないし第62号に併せ、

日程第2、議案第1号ないし第43号

(質疑並びに一般質問)

○議長村田憲俊君 ただいま議題となっている日程第1、議案第47号ないし第62号に併せ、日程第2、議案第1号ないし第43号を一括議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

星克明君。

○11番星克明君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の終息に向けて努力をされている全ての道民の皆様、本当にありがとうございます。いま一步、共に頑張りましょう。

それでは、通告に従いまして、順次、知事並びに教育長に質問させていただきます。

初めに、生涯活躍のまちの取組推進について伺います。

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、生涯活躍のまちは、従来の中高齢者を中心とした移住施策だけではなく、誰もが居場所として役割を持ち、活躍できるコミュニティづくりを推進する分野横断的な施策の一つとして位置づけられてきました。

こうした流れを踏まえて、道においても、第2期北海道創生総合戦略において、市町村による全世代・全員活躍型の生涯活躍のまちづくりが進められており、その取組に関する知事の認識、及び、今後の推進についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、私の地元・江別市では、「生涯活躍のまち」構想に基づき、子どもや若者、障がいのある方、高齢者など多様な主体が交流し、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して心豊かに暮らすことのできる共生のまちの実現を目指しており、地域において、官民が連携協力しながら地域共生社会づくりを進める取組に対し、道、江別市及び民間事業者との3者で共生型地域づくりの推進に関する協定を締結し、連携協力した取組が進められていると承知をしております。

この取組の拠点となる大麻地区に整備中のココルクえべつでは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの高齢者施設やグループホームをはじめ、パン工房やレストランなど、今年の春から夏にかけて順次開設が予定されております。

今後、道は、地域共生社会の実現に向けて、江別市で、このように先駆的に進められているこうした取組を道内の各市町村にどのように広げていく考えなのか、お伺いいたします。

次に、江別市では、共生のまちの実現に向けて、高等養護学校の誘致を進めており、障がい者のための生活の場や訓練、就労の場を整備し、障がいのある方も、仕事に就かれ、住み慣れた地域で暮らすことのできる環境の構築に取り組んでいるところであります。

コロナ禍に伴い、人々の生活様式等も変化しつつある中、障がいの有無を問わず、多世代の方が交流し暮らす共生社会の在り方も新しいものになっていく可能性があります。

このため、共生社会における障がい者の暮らし方や働き方も変化していくことを見据え、特別支援学校での教育の在り方も時代に合わせていく必要があるのではないかと感じているところでございます。

現在、特別支援学校には、普通科では、自立や社会参加に向けた教育訓練、職業学科では、社会に出て働くための様々な教育訓練を実施していると承知しておりますが、何よりも、障がいを持たれた子どもたちに、個々の個性に合った仕事に就くことができる教育訓練の環境を提供することが重要であると思っております。まさしく個に応じた教育の充実であります。

コロナ後を見据え、特別支援学校での教育についても、社会の変化に対して柔軟に対応していく必要があると思っております。

また、この共生のまちが目的を達成するための特別支援学校の役割について、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、観光振興についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅な売上げ減に直面している道内の観光関連事業者にとっては、道のどうみん割事業をはじめとする観光需要喚起策が早期に再開できるよう、まずは、一日も早い感染収束に向けた取組の徹底が求められます。

事業者の方々の間では、どうみん割事業の再開に対する期待は大きなものがあり、再開の際には、道などの支援策が効果的に実施され、早期の需要回復に結びつけていくことが求められています。

道内の市町村では、地元住民を対象を限定した需要喚起策に取り組んでいる例があると承知しておりますが、こうした事業がより効果を発揮するよう、事業者の方々からは、どうみん割事業との併用を求める声が寄せられています。

道は、こうした声を踏まえ、どうみん割事業をより効果の高いものにする必要があると考えますが、どのように対応していくお考えなのか、伺います。

次に、航空政策についてであります。

新型コロナウイルスの感染状況は、一時の拡大局面に比べれば落ち着きを見せているものの、依然として収束の見通しが立たず、「Go To トラベルキャンペーン」の一時停止や、再度の緊急事態宣言の発出などの影響もあって、航空需要の低迷が続いており、航空・空港業界も極めて厳しい状況が続いています。

このような中、先日、北海道エアポートが2021年度の事業計画を公表しましたが、知事は、このたび公表された事業計画をどのように受け止めており、空港民間委託の安定的な実施に向け、今後、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、北海道和牛の振興についてであります。

北海道の和牛生産は、府県の主産地から見ると、その歴史はまだ浅く、また、和牛を飼い始めた当初、市町村ごとに様々な府県から繁殖牛を導入したことなどから、血統、系統が多岐にわたるなど、特に改良面においては、鹿児島県や宮崎県といった和牛先進県の後塵を拝してきた経過もあります。

一方、本道の和牛生産は、豊かな自給飼料や全国一の酪農生産基盤を背景に、順調に生産拡大が進み、今では全国第2位の子牛生産頭数を誇るとともに、優良な子牛を全国に供給するなど、我が国の和牛の肥育生産を下支えする重要な役割を担っております。

こうした中、全道の和牛生産者から、5年に1回開催され、和牛のオリンピックとも言われる全国和牛能力共進会を北海道で開催したいという声が上がってきたことは、むしろ自然な流れであったのかもしれませんが。

これを受け、知事が先頭に立ち、オール北海道の誘致活動に取り組んできた結果が実り、昨年11月、全国和牛能力共進会が令和9年に本道で開催されることとなったわけであり、私も、和牛

生産者の一人として、大変喜ばしく思っているところでございます。

そこで、和牛能力共進会は令和9年に開催されるということで、まだ先のようにも聞こえますが、その一方で、和牛の改良を考えた場合、たった6年しかないと言えるわけであります。

既に生産現場では、和牛の改良に向けて様々な取組が始まっているものと思いますが、今後、道としてどのように北海道の和牛づくりを進めていこうとしているのか、お伺いいたします。

次に、過去に開催された全国和牛能力共進会では、開催県が非常に優秀な成績を収めております。その結果をステップとして、全国に、和牛生産地としての知名度の向上、ブランド力の強化に結びつけているケースが多いと承知をしております。

北海道として、今回の和牛能力共進会を契機に、どのようなブランド戦略を考えているのか、お伺いをいたします。

次に、第3期北海道競馬推進プランについてであります。

ホッカイドウ競馬は、これまで、競走馬の集約や場外発売所の展開、インターネット発売、JRAとの相互発売など、様々な改革により着実に経営改善を進め、平成25年度以降は単年度収支の黒字を続け、さらに、令和2年度には、全国のダート競馬の祭典であるJBC競走を初めて北海道で開催するなどの取組により、今年度はホッカイドウ競馬史上最高の520億円を発売するなど、大変好調であると承知をしているところであります。

こうした中、道では、第3期北海道競馬推進プランの素案を2月初めの農政委員会に報告しておりますが、素案では、騎手などの人材の確保や老朽化した施設の更新など、大きな課題があるほか、今般のネット社会の中で、さらなる認知度の向上や魅力ある番組づくりなどの課題もあるとされております。

国内で唯一、馬産地に立脚したホッカイドウ競馬は、地域の雇用や経済への貢献など、重要な役割と使命を担っており、収益を確保しながら、将来に向けても安定的かつ継続的に発展していく必要があると考えますが、このプランのスローガンに示す「これからも競馬ファンに愛されるホッカイドウ競馬」の実現に向けてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、災害時における福祉支援体制についてであります。

近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしております。

こうした大規模災害では、被災された方は、避難所での長期にわたる避難生活を余儀なくされ、特に高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者など災害時に配慮が必要な方にとっては、必要な支援が受けられないまま、生活機能の低下などの2次被害が生じるといった懸念がございます。

こうした問題に対応するため、国では、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインを策定し、各都道府県へ地域の実情に合った災害時の福祉支援体制の構築を求めているものと承知しております。

道においても、こうした避難所における福祉支援体制の取組が必要であると考えますが、見解

をお伺いいたします。

次に、消防機関の救急業務における受入れ医療機関について伺います。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の罹患患者が増加し、感染患者の中には、集中治療室での治療、人工呼吸器や体外式膜型人工肺を使用した治療など、厚労省が新型コロナウイルス感染症の症状で重症に定義する患者も増加しております。

重症者は治療が長期化しやすい傾向にあり、設備、人員においても、医療機関の負荷につながっている現状があります。

しかし、コロナ禍においても、循環器系の疾患や脳血管系の疾患など、生命や予後に早期治療を行うことが重要な患者が発生し、救急車の要請がなされております。

今年1月の新聞報道等では、救急患者の受入れに支障が出ている、心疾患や脳卒中などの救命治療等に深刻な影響があるとの報道もあったところであります。

総務省消防庁では、令和2年4月23日付で、全国の52の消防機関に対して、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査を実施しております。

救急搬送困難事案は、重症者に限らず、発熱や呼吸器疾患症状を訴えて救急車の要請を行った事案においても、医療機関側が新型コロナウイルス感染症を疑うなどから、受入れ医療機関の決定が遅延し、救急車の現場滞在時間の延長が顕在化していると、救急現場からの声も上がっているところがございます。

救急要請をされた方が重症な症状であったならば、なおさらであります。重症以外であっても、急病やけがなどで苦しむ患者さんにとって、受入れ医療機関が早期に決定しないことは大きな課題であります。

また、活動する救急隊にも、活動時間の延長は増加する救急要請への対応が減弱することであり、救急隊員にとってはストレスフルな業務となるものであります。

道として、救急搬送困難事案に対する現状をどのように把握されて、救急搬送を円滑に実施するために、医療機関の受入れについてどのように対応されていかれるのか、見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

道内の集中対策期間が3月7日に終了しましたが、一方で、一時は20人台まで下がった道内の1日当たりの新規感染者数が、3日以降、60人を超える日が多くなってきており、感染の再拡大が懸念されております。

このような中で、札幌市と小樽市内で感染が確認された感染者9人に、感染力が強いとされる変異したウイルスに感染している疑いがあるとして、国立感染症研究所に検体を送っていることが6日に報道されております。

変異株に係るスクリーニング検査は、先月から道と札幌市の衛生研究所で行われており、変異株が疑われる陽性患者には、早期に隔離するための入院措置が取られております。

道からの発表は特にごさいませんでしたが、道内における変異株の検査などの対応はどのようになっているのか、また、札幌市との連携については、これまでも再三指摘しておりますが、衛

生研究所間の連携はどのようになっているのか、併せてお伺いいたします。

次に、幼児教育についてお伺いいたします。

幼児期の防災意識の向上についてであります。

「天は自ら助くる者を助く」、この言葉は、英国の著述家として名高いサミュエル・スマイルズが著書「自助論」で訴えた、国家建設の原動力となる自助の精神であります。

防災分野における有名な格言としても古くから伝わる言葉であり、道内でも様々な大規模災害の発生が危惧される中で、いざ災害が起こった際に自分の身をどう守るか、その意識や行動が自らの命を左右する、そのことを短い言葉ながら如実に訴えているものと私自身は受け止めております。

自分の身を守る、すなわち災害時に主体的に行動できる能力や危険に対する予知、回避する能力であります。こうした意識や行動は、柔軟な想像力と対応力のある若年の段階から、成長段階に合わせ、身につけ浸透させることが必要不可欠であり、とりわけ、学齢期からだけではなく、幼児期の段階から防災意識と行動を醸成していくことが重要だと言われております。

こうした中、道教委では、小中学校での防災教育の推進に努め、特に来年度より幼稚園での一日防災学校を実施していくものと承知しておりますが、今後、幼児期の発達に配慮した防災教育の推進にどのように取り組んでいかれるのか、教育長の見解を伺います。

次に、幼児教育施設における園内研修の充実についてであります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大切なものであり、全ての幼児教育施設において、幼児期の特性を踏まえた質の高い教育の提供が重要であります。

そのため、各幼児教育施設では、幼児教育推進センター等が実施している研修に参加し、教育課題への適切な対応や専門性の向上に努めることは大切であります。各施設では、幼児や地域の実態等に応じて自園の課題解決を目指して、保育者同士が園内で研修を行い、一人一人が日常的に研さんを深めることが重要であります。

こうしたことから、各幼児教育施設における園内での研修の一層の充実が必要と考えますが、センターでは、本年度どのように取り組んできたのか、また、今後どのように研修を支援していく考えなのか、教育長にお伺いをいたします。

最後に、道立教育研究所についてお伺いをいたします。

昨年来の新型コロナウイルス感染症が終息しないという状況の中で、GIGAスクール構想が大きく前倒しされて実施されるなど、学校現場での教育体制も加速化されたタイムスケジュールでの対応を余儀なくされております。

このことは、指導を担っておられる教員の皆様にも同様に、これら加速化された変化に対して、スピード感を持った対応が求められていると理解しているところでございます。

このような環境の中で、教育研究所の役割は今まで以上に重要になってくるものと考えております。

昨年の7月に道立教育研究所の在り方検討会議が設置され、以後、大学教員等の有識者参画の

もとの、検討会議が開催されてきたものと承知をしております。

この在り方検討会議については、本年2月をもって終了し、検討会議での結果が示されたものと理解をするところでございます。

検討会議の結果を踏まえて、今後の施設整備の方向性、道立教育研究所の役割と機能について、そして、何よりもリアルタイムな研修の推進を図るためにはスピード感も重要でありますので、施設整備等のスケジュールを含めて、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）星議員の質問にお答えをいたします。

最初に、生涯活躍のまちに関し、まず、取組の推進についてであります。この取組は、地域のニーズや実情を踏まえ、誰もが居場所や生きがい、やりがいを持てるコミュニティーをつくるため、交流、仕事、住まいや健康などに必要な機能の充実を図りながら、都市と地方のつながりを築き、新しい人の流れを創造していく施策でありまして、地域の維持や活性化を進める上で大変有効であると認識しております。

このため、道では、市町村などへの相談支援はもとより、既に取組を進めている市町村と連携し、先進事例などの情報共有や効果的なPRに取り組んでいるところであります。

今後とも、活力ある地域社会の実現を目指した市町村構想が効果的に展開できるよう、庁内の関係部局はもとより、関係機関の皆様とも連携しながら、支援をしてまいる考えであります。

次に、地域の共生社会づくりについてであります。江別市が掲げる「生涯活躍のまち」構想は、民間との協働のもとで、地域の高齢者や障がいのある方、子どもを含む全ての方々が、お互いに支え合いながら、地域の中で役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を目指すものであります。

こうした住民の皆様を活用したまちづくりの手法などを全道に広げていくことが重要であると考えているところでございます。

道では、今後、こうした共生社会の取組を取りまとめ、各種会議の場やホームページなどを通じて広く周知いたしますとともに、地域のワークショップをはじめとする住民参加型のまちづくりの機会などにおいて御活用いただくなどして、全道域での機運醸成に努め、今後とも、高齢者や障がいのある方など、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、より一層、取組を進めてまいる考えであります。

次に、どうみん割についてであります。感染症への対応の長期化に伴いまして、甚大な影響を受けている事業者の皆様や関係団体の方々から、このたびの集中対策期間の終了も踏まえまして、どうみん割の早期再開を求める声が寄せられているところでございます。

こうした中、道内の市町村では、地域の実情を踏まえまして、独自の観光需要支援策を講じております。

道といたしましても、地域内から道内、道外へと、段階的な観光需要の回復を進めていくため

の足がかりとして、これまで以上に地域との連携を図っていく必要があると認識しております。

このため、道では、どうみん割を再開する場合、同居者限定等の一定の条件を付与するなど、感染防止策を徹底した上で、事業者や市町村の皆様などの声を十分踏まえ、地域活性化にとっても効果的な取組となるよう、感染状況等も注視をしながら検討していく考えであります。

次に、道産和牛肉のブランド化についてであります。本道の和牛生産は、他府県の主産地に比べ歴史が浅く、産地銘柄が多いことから、一部を除き、消費者の皆様からの認知度が低い状況にあります。

今後、ブランド力を強化し、発展をしていくためには、北海道という高い知名度を生かして、道内の各産地が協力をし、北海道全体で牛肉のブランド化を図っていくことが必要であります。

このため、道では、来年度から、肉質の向上や生産の拡大とともに、道内産地全体で和牛肉のブランド化を推進するため、関係機関や団体の皆様と連携をし、肉質の評価基準や統一名称などを含む販売戦略の検討を行うこととしております。

令和9年に本道で開催される全国和牛能力共進会を契機として、道産和牛の認知度や評価が一層高まるよう取り組んでまいります。

次に、ホッカイドウ競馬についてであります。全国で唯一、馬産地に立脚するホッカイドウ競馬は、地域の雇用や経済、馬産地の活性化に大きく寄与いたしますとともに、全国への競走馬の供給など、重要な役割を果たしております。

今後とも、競馬事業を持続的に発展させていくためには、収益の着実な確保を図りますとともに、事業運営に不可欠な人材や馬の確保、老朽化している施設の整備などが必要であると認識をしております。

このため、現在策定中の第3期北海道競馬推進プランでは、馬の確保や魅力あるレースづくりといった馬と番組の充実や、情報発信の充実などサービスの向上とともに、事業の基盤となる騎手などの人材確保や、基幹施設の整備を取組方向として位置づけたところでございます。

施設の整備に当たっては、競馬の公正性や効率性の観点から、基幹施設の配置を見直しますとともに、職員にとって働きやすく住みやすい環境とするため、民間資金の効果的な活用を検討した上で、厩舎と住居を分離いたしますほか、来場者エリアの拡大を検討するなど、競馬ファンに愛され、持続的に発展するホッカイドウ競馬を目指して取り組んでまいります。

次に、災害時の福祉支援についてであります。国のガイドラインでは、災害時において、高齢者や障がいのある方などの災害時要配慮者の方々に対し、福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下などの防止を図るため、災害派遣福祉チームを編成いたしますとともに、派遣などの必要な支援体制を確保するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組が求められているところでございます。

このため、道では、福祉関係施設団体などを構成員といたします北海道災害福祉支援ネットワーク会議を設置し、災害派遣福祉チーム——DWA Tの立ち上げに向け、検討を進めているところでございます。

今後、体制が整備をされ次第、市町村や関係団体の皆様に対して広く周知をいたしますとともに、チームの構成員に対し必要な研修や訓練を行うなど、災害発生時における要配慮者の方々に対する必要な支援が円滑かつ迅速、的確に実施されるよう、積極的に取り組んでまいる考えであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症に係る変異株についてであります。道では、変異株の発生状況を迅速に把握し、対策につなげるため、道立衛生研究所及び札幌市衛生研究所において変異株に係るスクリーニング検査を行いますとともに、道衛研ではゲノム解析を行う体制を整備しているところでございます。

国からは、1週間当たりの全陽性者数の約5%から10%をめどにスクリーニング検査を実施することとされている中、道衛研では、本年2月1日から3月7日までの間に、道立保健所管内の陽性事例の約16%に当たります108件につきましてスクリーニング検査を実施したところであります。

こうした中、3月5日に、小樽市の依頼によりまして道衛研で実施をしたスクリーニング検査において、変異株の感染が疑われる事例を1件確認し、札幌市衛研が行ったスクリーニング検査でも、6日までに8件の疑い事例が確認をされたことから、3月6日に、事案の概要について、両市とともに公表を行ったところでございます。

なお、現在、これらに係る検体に、札幌市から追加で検査依頼があった4検体を加えまして、国立感染症研究所及び道衛研におきましてゲノム解析を行っているところでありまして、最終的な確定判断については、今後、国立感染症研において行われ、国によると、これらの工程は数日以上を要するというふうに伺っているところであります。

道としては、今後とも、4保健所設置市や医療機関はもとより、衛生研究所間においても緊密に連携を図りますとともに、道立保健所等におけるスクリーニング検査体制の整備に努めながら、変異株の感染が疑われる事例を確認した場合には、速やかに公表をするほか、濃厚接触者に対して幅広く検査を行うなどし、変異株の蔓延防止に万全を期してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部交通企画監柏木文彦君。

○総合政策部交通企画監柏木文彦君（登壇）空港運営の民間委託についてであります。このたび、北海道エアポートが公表いたしました2021年度の事業計画では、7空港の旅客数の目標が、コロナ禍以前の2019年度の実績より大幅に低く設定されているものの、感染症の拡大防止を徹底しながら、まずは国内線から航空・観光需要の回復に取り組むとともに、国内線関係施設を中心に投資を行うなど、空港運営上の優先順位を明確にしながら、将来も見据えた計画を策定したものと受け止めております。

道といたしましては、同社との連携をより一層密にしながら、道内航空の利用促進や新規路線の就航支援に努めるなど、航空需要の回復のための取組について、感染症の影響を慎重に見極め

つつ、国内線から段階的に進めるとともに、当面の資金繰り支援としての女満別空港の投資の後ろ倒しなどにつきまして、他の管理者とも連携しつつ、適切に対応してまいる考えであります。

以上です。

○議長村田憲俊君 農政部長小田原輝和君。

○農政部長小田原輝和君（登壇）和牛の改良についてであります。本道が和牛生産地として持続的に発展していくためには、和牛の改良は極めて重要でありますことから、道では、関係機関・団体や和牛改良組合等と連携し、発育や肉質、繁殖能力をはじめ、食味にも着目し、繁殖雌牛の選抜と種雄牛づくりに取り組んできたところであり、これまで一定規模の優良な繁殖雌牛群が造成されるとともに、全国的に評価の高い道産種雄牛「勝早桜5」が作出されたところであります。

道といたしましては、これまでの成果を踏まえますとともに、家畜改良増殖計画に基づき、畜産試験場が道内外から優良な受精卵を導入し、受精卵の段階での遺伝子の評価技術を活用するほか、家畜人工授精所や和牛改良組合等においても、候補種雄牛の選抜や高能力雌牛の選定を行うなど、令和9年の本道での全国和牛能力共進会を見据え、和牛の改良を加速化し、能力の高いエリート繁殖雌牛群の造成や、「勝早桜5」を超える基幹となる種雄牛の早期の作出に積極的に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）救急患者受入れ医療機関に関しまして、救急医療体制についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の患者の増加によりまして、道内の医療機関では、一般診療の一部制限や、不急の手術を延期するなど、診療体制を見直すことで感染症患者に対応してきたことから、地域によりましては、救急搬送困難事案が生じているものと承知してございます。

このため、道では、感染症患者に対する医療のほか、救急医療を含めた通常時の医療との両立を図る観点から、重点医療機関や協力医療機関等を指定し、役割分担の明確化や受入れ体制の充実を図るなどし、医療提供体制を整備してきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、地域の感染状況や病床の利用状況などを医療機関や消防機関などと情報共有するなどして、より一層、連携を図りながら、感染症患者に対する医療はもとより、救急医療体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）星議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生涯活躍のまちに関しまして、共生社会における特別支援教育の役割などについてありますが、多様な主体が交流する拠点づくりを目指す江別市の「生涯活躍のまち」構想は、特別支援教育が目指す共生社会の理念にも合致するものであり、こうしたコミュニティーの中で、

特別支援学校の生徒が地域の方々と一緒に実習を行うなどの取組を進めることは、大変意義のあるものと考えております。

道教委といたしましては、コロナ後の学びや働き方のスタイルが大きく変化していることなどを見据えまして、生徒や保護者の方々の、仕事と暮らしに対する生涯にわたる願いに寄り添いながら、就労と自立、社会参画の力を総合的に伸ばす特別支援教育について研究を進めるとともに、一人でも多くの生徒が、住み慣れたまちの中で、その地域の方々と支え合うことができるよう、自治体等と教育、福祉、雇用、まちづくり、地域創生等、多面的な視点を持って連携協働を深めてまいります。

次に、幼児教育に関しまして、まず、幼児期における防災教育についてであります。近年、大規模な自然災害による甚大な被害が懸念される中、本道の子どもたちに、自らの命を守ることができる能力を身につけさせるためには、子どもの発達段階に応じた実践的な防災教育の推進が重要と考えております。

道教委では、道、市町村等と連携協力し、小中学校におきましては一日防災学校を展開してまいりましたが、本年度は、幼稚園においても試行的に取り組んでいただいたところであり、ゲームなど遊びと組み合わせ、危険を回避するための行動を学ぶことができたといった評価をいただいております。

今後、市町村や教育関係団体等とも連携をし、一日防災学校の裾野を広げるとともに、子どもたちの関心や運動能力等を踏まえた防災教育の実践モデルを作成、普及するなどして、幼児期における防災教育の一層の充実に取り組んでまいります。

次に、幼児教育施設における園内研修の充実についてであります。全ての幼児教育施設が質の高い教育を提供するためには、職責や経験等に応じて体系的に幼児教育を学ぶ園外研修に加え、各施設が抱える課題や地域の実情等に応じ、専門性を高め合う園内研修が重要であると認識しております。

本年度は、コロナ禍により、助言者を派遣して園内研修を支援することが難しかったことから、新たに作成した動画やテキストを配信するほか、ウェブ会議システムによる双方向の相談対応に取り組み、幼児教育施設からは、園の課題解決につながる研修を行うことができたといった評価をいただいたところでございます。

今後は、保育の様々な場面を想定した教材を拡充するほか、各施設の研修担当者を対象としたプログラムを新たに設け、園内研修の一層の活性化を図るなどして、全ての施設において、幼児の健やかな育ちを支える体制づくりが進むよう努めてまいります。

最後に、道立教育研究所についてであります。教育をめぐる環境が大きく変化する中、現在の施設が築後52年を経過し、老朽化が進み、長寿命化診断の結果、施設整備の見直しが求められているところでございます。

このため、道教委では、昨年7月、庁外の有識者も交えた道立教育研究所の在り方検討会議を設置し、新たな課題に対応できる教育研究や教員研修の充実など、教育研究所としての機能や役

割のほか、施設の立地や規模、組織機構等について幅広く協議を重ねてきたところであります。

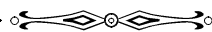
在り方検討会議では、施策提案機関としての役割の明確化、ICTの活用や大学との連携による研修内容の見直しなどの方向性が示されたところであり、今後、この結果を踏まえながら、新年度におきましては、整備方針の検討を進めるとともに、個の学びと協働的な学びの充実に向けた新たなニーズにも的確に応えられるよう、関係機関等とも連携を深め、計画的な体制整備を図ってまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 星克明君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩



午前10時52分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

木葉淳君。

○3番木葉淳君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

江別市選出、民主・道民連合、木葉淳です。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

3月5日、第39回目となる本部会議が開催されました。

この会議では、道民に対し、飲食の際は4人以下など少人数での黙食、歓送迎会、新歓コンパなどの自粛を求めています。この道民への自粛はいつまで求めるのか、知事に伺います。

あわせて、飲食店事業者に対する営業時間等の自粛要請は解除しても、道民に対して自粛を求めているのであれば、飲食店関係の事業者に対する追加支援が必要と考えます。知事の認識を伺います。

次に、変異株について伺います。

道内でも変異株の疑いのある方が確認されました。

道内においては、札幌市衛生研及び道衛生研においてPCR検査を用いた変異株のスクリーニングが実施されていると承知しておりますが、厚労省は、各自治体に対し、全陽性患者数の5%から10%分の検体を対象に実施するとしています。

現状、道内の調査割合について伺います。

また、スクリーニングにおいて変異株の疑いが出た場合、確定するために検体を国立感染研に送っていると承知しておりますが、確定まで1週間程度かかると聞いております。

この間の対応は、疑いのある患者、濃厚接触者を含め、通常患者等の対応と違いがあるのか、伺います。

次に、引っ越し時期の分散化について伺います。

2月26日の本部会議において、転勤、入社、入学の場面での「北海道スタイル」の提案を行っております。3月、4月は、卒業、人事異動、入社、入学等、どうしても人の移動が多くなります。

道は、引っ越し時期の分散化について、従業員、学生等に求めています。引っ越しは自分だけで決めることはできません。勤務の状況、引っ越し先の状況、様々な要因が複合的に関連してきます。

単に呼びかけるだけでは実現しません。具体的な呼びかけが必要です。分散引っ越しへの具体的な支援について、どのようにお考えでしょうか。

企業や学校に対し、着任日の柔軟な対応を求めています。そのためには、まず、道庁職員が範を示すことが、他の企業等への波及効果を生むと考えます。道の対応について伺います。

次に、警戒ステージの見直しについて伺います。

まずは自粛効果についてですが、警戒ステージの見直しについては、さきの定例会でも伺いました。

道は、7指標を総合的に勘案し、ステージ移行の判断と答弁をしてきましたが、今年に入り、緊急事態の要請や時短・休業要請解除について具体的な数値目安を示しています。基準を明確にすることで、事業者が時短や休業要請に応じることへの心構えができ、理解、協力が進みます。

そこで伺います。

11月7日からこの間、休業、時短等の要請に応じた店舗の割合はどのように推移をしたと認識しているのでしょうか。それは、道の想定した休業・時短事業者数との認識と得られた効果をどのように評価しているのか、伺います。

あわせて、解除基準について伺います。

先ほども申し上げましたが、ステージ移行や時短要請、休業要請や解除に関し、明確な基準を示し、事業者、道民に分かりやすく警戒、対策を呼びかける必要があります。

今回の延長期間においても、解除に向けて、後出しじゃんけんのよう、病床数について考慮するとはしましたが、これでは飲食関連事業者は対応できません。

宣言等の解除に向け、事前に明確な基準を示し、道民が自ら準備できる、こうした心構えが重要と考えますが、知事の答弁を求めます。

次に、道内企業等就職者への奨学金免除策について伺います。

コロナ禍の影響は、多くの若者の進学に影響を与えています。保護者の収入減を受け、大学への進学を諦める若者も出ています。

現在、私立大学を受験する場合、1校1学科を受験すれば3万円程度の受験料がかかり、受験に成功し合格を勝ち取ったとしても、その後の入学金、授業料、生活費など、多額の費用を準備しなければなりません。

現在の奨学金制度の多くはローンです。社会に出た途端、返済が始まるローンです。中には浪

人を決断する若者もいます。進学を希望する学生に、少しでも安心して勉強に励んでもらうための施策が必要です。

例えば、道内企業に10年以上勤務した場合、奨学金を全額道が負担するなど、若者の奨学金返済を支援する制度を創設すべきと考えますが、道のこれまでの取組、学生への周知、今後の対策について伺います。

次に、経済対策について伺います。

11月7日に始まった薄野地区や札幌市内の飲食店などに対する休業、時短の要請が、3月1日、113日ぶりに解除されました。かれこれ4か月、この間、道は、2月13日に、札幌市内の薄野地区の飲食店に対し、再々再々延長となる時短等の要請を行うとともに、最後の最後に対象地域を札幌市内全域にまで拡大しました。

長期の自粛要請に、私の地元の飲食店事業者・関係者からも、店を開く意味がない、店を開いてもお客さんが来てくれないなど、度重なる要請に疲弊した声が多数寄せられました。諦めの声が上がっています。

道は、一時的に店を閉め、他の仕事を希求する者に対し、短期就業のマッチング支援を行っていること承知しておりますが、求職されている方々へ適時適切に伝わっているのでしょうか。

これまでの取組の実績と道としての分析、明らかとなった課題に対する今後の対応について伺います。

次に、休業要請等の緩和についてです。

知事は、飲食の場で感染が拡大としています。飲食にもいろいろあります。もともと一人一人に間仕切られたような個食形態を取った飲食店や、ほぼ全員が個食をするような店舗、従業員による徹底的な感染症対策を行っているレストランなどもあります。

全てを一まとめにして、飲食店での感染拡大とするのではなく、これまでの知見から、今後、再度、時短要請等を行う場合であっても、対応を緩和すべきと考えますが、知事の認識を伺います。

また、店舗に入る前に店舗の感染対策等を確認できるよう、「新北海道スタイル」の表示基準や内容を変更すべきと考えます。

道は、見える化を進めるとしていますが、その具体的な対策について伺います。

次に、コロナ通知システムについてです。

先日、国のアプリが機能していなかったということが判明しましたが、道のコロナ通知システムについて、システムが機能し、利用する道民に必要な情報は伝わっているのでしょうか。システムに対する信用自体がなくなりつつあるようにも思えます。

直近の利用状況と、道がシステム活用のメリットとしている、検査受診等保健所のサポートを早く受けられるというメリットがどの程度活用されているのか、活用数が少ないのであれば、その原因をどのように分析し、見直しを行っているのか、伺います。

また、道として、システムの信用回復に向け、どのように取り組むのか、知事の決意を伺いま

す。

続いて、退院者への誹謗中傷対策のためのPCR検査実施について伺います。

現在、退院に当たっては、全員がPCR検査を実施しているわけではありません。新型コロナウイルスに感染し、入院した陽性者は、退院となっても、本当に自分が陰性になっているのか自信が持てない、あるいは、周囲が陰性となっている確信が持てないことにより、退院後、自費でPCR検査を受けざるを得ない方もいらっしゃいます。

退院に際し、本人が希望する場合は、道が行政検査を行い、陰性を確認することが、退院した方への誹謗中傷を防ぐ一助となると考えますが、道の所見を伺います。

次に、フレイル対策について伺います。

道は、フレイル予防に関する研修の実施や、感染防止に配慮した介護予防等の優良事例を紹介するなど、市町村の取組の支援や、フレイル予防の知識や自宅でできる体操などをまとめたパンフレットを作り、市町村を通じ、高齢者に周知をするとともに、ホームページ上に公開をし、広く御利用いただくとの答弁でしたが、どの程度周知が進み、フレイル対策にどれほど成果があったと認識しているのか、伺います。

また、今後、道としてどのような対応を行っていくのか、伺います。

次に、就労継続支援事業所対策についてです。

先日、地元の就労支援事業所を複数回、訪問しました。コロナ禍の中、感染対策を行いながら通所されている皆さんは、黙々と作業に打ち込んでいました。

しかし、現状、せっかく作業して商品を作成したとしても、人が集まることが制限され、物販ができない、物販場所があっても、密を避けるため、立ち会って販売できないといった声を伺いました。

さらに、もともと工賃は低い上、密を避けるため、作業日や作業時間が短縮されることにより、収入が落ちています。

また、施設では、コロナ対策を行うために、パーティションの作成やマスク、グローブ、加湿器などの備品の購入が必要となり、かかり増し経費が発生しています。

道は、これまで、就労継続支援事業所にどのような対策や支援を行ってきているのでしょうか。物販場所の提供や衛生備品を提供するなどの対策が必要だと考えますが、今後の対応について伺います。

次に、ワクチン接種について伺います。

16歳以上のワクチン接種対象者は、住民票のある市町村で行うこととなっていますが、大学生など、住民票の移動を行わずに居住している方は少なくありません。接種を希望する若者が住民票のある地域までコロナ禍の中を往来したり、住民票がないことで接種できない状況になることは、何としても避けなければなりません。住民票のない若者が、現在居住している地域で接種できるようにすべきであると考えます。

若者へのワクチン接種対策について伺います。

次に、特定事業主行動計画について伺います。

まず、女性活躍推進目標ですが、2020年3月の新たな行動計画では、女性活躍推進目標が定められていますが、理事者側の女性活躍推進は、あまり進んでいるように思えません。

昨年4月1日現在の状況と今後の見通しについて、知事に伺います。

次に、男性の育児休業についてですが、我が会派の代表質問において、少子化対策として、国の男性育児休業取得推進などと連動し、第4期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」に基づき、全庁を挙げて、切れ目のない少子化対策に取り組むとの答弁でした。

人口減少が全国に先駆けて進む北海道においては、国に先行し、様々な施策を講ずべきであり、その先頭に道職員が立つべきです。

道職員の男性育児休業の取得に向けた取組の進捗状況と、次年度に向けた決意を知事に伺います。

次に、地方創生の観点から、江別市が進めるCCRCについて伺います。

まず、地域共生のまちづくりについてですが、北海道創生総合戦略では、「幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせる包容力のある北海道」を「めざす姿」としています。

まさに、この姿を目指すモデル事業が、この春、江別市で始まります。

4月には、レストラン、パン工房、障がい者グループホームがオープンし、その後も順次、保育園等が整備されます。

道は、民間事業者及び江別市と共生型地域づくりの推進に関する協定を締結し、連携協力した取組を進めていますが、江別市が進める事業への認識と地域共生社会の実現に向け、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

あわせて、特別支援学校の設置について、隣接市へ特別支援学校を設置することに対する知事の認識について伺います。

次に、道民の森の活用について伺います。

道民の森は、北海道森林づくり基本計画において、協働の森林づくり推進のため、森林学習の場、自発的な活動の場として位置づけられ、毎年夏には多くの利用者が訪れる、まさに北海道らしい施設です。私も何度も利用し、施設のすばらしさを体感いたしました。

一方で、開園以来、30年余りが経過し、施設の老朽化への対応が急務となっています。

2015年に作成された道民の森活用方針では、利用者の減少や施設の老朽化等の課題解決への方向性と方策が示されました。

コロナ禍の現状、こうした大自然の中で周囲を気にせずにディスタンスを取れる施設は、今後、アドベンチャートラベルと相まって、相乗効果を生み出す施設と言えます。

以下、数点、質問をいたします。

まず初めに、森林体験学習の充実強化について伺います。

道民の森活用方針では、利用者の増加を図るため、森林体験学習の充実強化に取り組むとしていますが、コロナ禍において体験活動の制限も生じる中、これまでどのように充実強化が行われ

てきたのか、今後どのように行うのか、伺います。

次に、施設の維持管理についてですが、現状、長期にわたり閉鎖を余儀なくされている施設や修繕が必要な施設が幾つかあります。

道民の森活用方針では、老朽化に対応するため、適切な施設の維持管理を行うとされていますが、今後の修繕の見直しを含め、どのように施設の維持管理を行っていくのか、伺います。

次に、新年度予算では、森林を活用したワーケーション予算が盛り込まれています。

コロナ禍において、感染リスクの少ない活動が注目され、テレワークなど新たな働き方に関心が高まっており、道民の森の一層の活用に向けて、企業などへの情報発信が重要と考えます。

このため、道民の森では、新たに森林を活用したワーケーションの推進に取り組むと承知しておりますが、こうした取組を含め、今後、道民の森の利用促進に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、ホッカイドウ競馬について伺います。

第3期北海道競馬推進プランの素案が示されました。

昨年は、初のJBC2歳優駿北海道開催、インターネットでの発売が好調であったことなどもあり、史上最高額の520億円を売り上げました。

また、道内高校の生産馬が過去最高額の値をつけるなど、明るい話題が豊富にありました。

素案では、サービス向上策として、場外発売所の環境整備について記載がありますが、場外発売所内の環境整備に対する道の認識と、ファン拡大に向けた今後の対応について伺います。

また、課題として、騎手や厩務員等の担い手不足が示されていますが、高校としては、全国唯一、競走馬の生産を行っている地元高校との連携が不可欠と考えますが、今後の方向性について、知事に伺います。

最後に、交通安全について伺います。

高齢ドライバーの運転による交通事故が後を絶ちません。

しかし、広域点在型の北海道では、日常の買物はもとより、通院、あるいは、お孫さんを学校やアルバイト先などに送迎するため、高齢であっても自ら自動車を運転しなければならない状況の方が大勢いらっしゃいます。

2025年には、日本人の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の高齢化社会となります。高齢ドライバーへの安全対策は急務です。

2020年の高齢者交通事故の傾向と今後に向けた対策について、警察本部長に伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）木葉議員の質問にお答えをいたします。

最初に、警戒ステージの運用等についてであります。道では、新規感染者数や入院者数、重症患者数といった指標に基づく独自の警戒ステージを設定し、原則として、先行指標である新規感染者数が指標を上回った場合、あるいは、下回った場合に、病床の負荷の状況を踏まえ、ステ

ージの移行を総合的に判断し、必要な対策に取り組むこととしております。

また、先般の特措法改正を踏まえて、特定の地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が10万人当たり15人を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生じるおそれがあると認められるときには、必要な情報を地域の方々と共有しながら、関係市町村との協議や専門家の方々の御意見を伺った上、時短等の強い措置を講じることが必要となるまん延防止等重点措置の国への要請を検討することといたしました。

道としては、そうした事態に至ることのないよう、日々、感染状況をモニタリングしながら、必要な施策を講じてまいります。

次に、学生の方々などへの支援についてであります。道では、これまで、感染症の影響などにより、厳しい経済環境にある学生の方々に向けて、給付型奨学金や授業料減免等の修学支援制度や、アルバイト収入が大幅に減少した学生を支援する学生支援緊急給付金をはじめ、市町村や民間の奨学金等について、大学やホームページなどを通じて広く周知してまいりましたほか、若者の地域定着を図る上で、市町村にとって活用しやすくなった国の奨学金返還支援制度に関する情報提供を行ってきたところであります。

今般のコロナ禍により、生活への不安や資金不足など、学生の方々にも様々な影響が生じているものと認識をしており、道としては、学生や進学を目指す高校生、保護者など、支援を必要とする方々が着実に制度を活用できるよう、大学や学校関係者の皆様と連携をし、各種制度の一層の周知に努めてまいります。

次に、営業時間短縮等の要請についてであります。道では、感染症の拡大に伴い、エリアや業種を限定した時短要請が有効との国の分科会からの報告や、札幌市による感染状況の分析結果などを踏まえ、有識者の方々からの御意見も伺いながら、札幌市内の飲食店等に対する営業時間短縮などの要請を行ってきたところであります。

道といたしましては、今後、時短要請等が必要な事態に至らないよう対策を講じてまいります。仮にこのような事態が懸念される場合には、感染状況に関する客観的なデータや分析等を踏まえるほか、有識者の方々からの御意見もお伺いをするとともに、これまでの知見を生かして、社会経済活動に与える影響をできる限り小さくしながら、実効性ある感染症対策となるよう検討を進めてまいります。

次に、高齢者のフレイル対策についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、フレイル予防の取組を進めるため、昨年11月に、予防の知識や自宅でできる体操などを内容とする啓発パンフレットを作成し、市町村に配布を行ったところでありまして、道内の115市町村で御活用いただいているところであります。

また、このたび、道内の市町村のフレイル対策状況を調査いたしましたところ、9割近い市町村で、こうしたパンフレットなどを活用した注意喚起や体操動画の配布による健康増進などに取り組んでおりまして、約6割の市町村が、一定の成果があったと認識を示しております。

道としては、今後も感染リスクに十分留意した介護予防の取組が実践されるよう、研修会の開

催や専門職員の派遣に加え、新たにICTを活用した体操等のモデル事業に取り組むなどして、市町村や関係機関の連携のもと、感染拡大防止と高齢者の方々の健康維持を両立させてまいります。

次に、特定事業主行動計画に関し、まず、女性職員の登用についてであります。昨年4月1日現在の知事部局における本庁課長級以上の女性職員の割合は8.6%、また、本庁係長級以上の割合は15.3%となっております。将来の管理職員候補となる職員の育成といった裾野の拡大を含めまして、女性の登用は年々着実に進んでいるところであります。今後とも、北海道特定事業主行動計画に掲げた数値目標の達成に向けて、一層の取組を進めていくことが重要であります。

このため、道といたしましては、引き続き、行動計画に基づき、女性職員が出産や育児など、様々なライフステージの変化に柔軟に対応しつつ、職務上の経験を積み、意欲と能力を生かし、働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進やテレワークの活用など、誰もが働きやすい環境づくりを進めますとともに、役職別の研修を通じたきめ細かなキャリア形成など、中長期的な視点に立った人材育成を図りながら、女性職員の活躍と登用をさらに推進してまいります。

次に、道における男性職員の育児休業についてであります。道では、北海道特定事業主行動計画に基づき、これまでも、子育て支援セミナーの開催や管理職員との面談を通じた育児計画書の作成、庁内イントラネットを活用した育児休業に関する情報発信等を通じ、男性職員の積極的な育児参加を促してきておりまして、育児休業を取得する男性職員は徐々に増加傾向にあるところであります。

今年度からスタートした新たな行動計画では、男性職員の育児休業取得率を令和6年度までに20%とする数値目標を掲げており、管理職員や若手男性職員を対象としたセミナーの開催のほか、時間外勤務の縮減をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進など、これまでの取組を充実させながら、管理職員をはじめとする周囲の理解促進や、休暇や休業を取得しやすい職場環境づくりに努め、育児休業の取得をはじめ、男性職員の子育て参加を積極的に進めてまいります。

次に、地域の共生社会づくりについてであります。江別市が進める「生涯活躍のまち」構想は、身近な地域で、高齢者や障がいのある方などを含む全ての方々が、お互いに支え合いながら、地域の中で役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を目指すものであり、道内の先駆的な取組として、大変意義のあるものと認識をしております。

このため、道では、こうした地域の機能を生かしながら、住民活力をも喚起する共生のまちづくりが各地域で進められるよう、地域の世代間交流やボランティア活動等を地域の皆様が身近なこととして捉え、協働してつくり上げる住民参加型の取組を取りまとめて紹介いたしますほか、各種会議の場やホームページ等を通じて広く周知を図るなどして、道内の機運を盛り上げ、今後とも、高齢者や障がいのある方など、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすことので

きる地域共生社会の実現に向け、取り組んでまいりる考えであります。

次に、高等支援学校についてであります。世代を超えた方々との交流の機会や、実習、就労の場の確保といった江別市の取組は、障がいのある子どもたちにとって、多様な学びの場の提供や自立と社会参加の促進といった観点から、大変意義のあるものと認識をしています。

特別支援学校については、道教委において、障がいのある児童生徒の推移や今後の進路動向などを総合的に勘案しながら、適切な配置について検討を行っているものと承知しておりますが、道としては、障がいのある子どもたちが社会の中で活躍する可能性を広げることにより、自立して豊かな生活を送ることができるよう、引き続き、道教委と連携しながら、教育環境の充実に努めてまいります。

次に、道民の森の利用促進についてでありますけれども、道民の森は、広大な森林の中に学習センターやキャンプ場などを有する、国内最大規模の森林利用施設であります。森林を生かした教育や観光など、多様な分野での活用が進むよう取り組むことが必要であります。

一方、本道においても、コロナ禍における生活様式や働き方の変化に伴い、三密回避のほか、リラックス効果などが期待できる森林への関心が高まっておりますことから、道としては、ワーケーションの場として道民の森を快適に御利用いただけるよう、新たにリモートワークを可能とする通信環境のほか、トレッキングなどを楽しむことのできるフィールドを整備し、道内外の企業の皆様などに広く利用を呼びかけることとしております。

今後とも、情勢の変化に的確に対応しながら、本道の森林が持つ多様な魅力を多くの方々に体験していただく施設として、一層の利用促進を図ってまいります。

最後に、ホッカイドウ競馬についてであります。現在策定中の第3期北海道競馬推進プランにおいては、競馬事業の安定と馬産地の持続的な発展を目指し、強い馬づくりと全国への競走馬の供給、場外発売所での収益確保や、騎手、厩務員の確保などの経営方針を掲げているところでございます。

この方針に基づき、道では、場外発売所について、新たなファンとして期待される若者や女性にも御来場いただくことが大切であることから、地元とも連携して、明るく快適な環境整備に努めてまいります。

また、騎手や厩務員の確保に向けては、地元の中学校や高校への求人応募への働きかけはもとより、生徒を競馬場に招いて、競馬に関する仕事への理解を深めてもらうなど、一層の連携を図るほか、働きやすく住みやすい厩舎や住居を整備するなど、職員が夢を持って働き、競馬ファンにも愛されるホッカイドウ競馬を目指してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 経済部長山岡庸邦君。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関し、道民の皆様への要請などについてであります。3月7日をもって集中対策期間は予定どおり終了することとし

ましたが、今後は、人の移動や会食機会の増加に備えるとともに、安心してワクチンの接種を受けられる環境づくりを進めることが重要です。

このため、当面、道の警戒ステージ2以下を目指し、期間を定めず、基本的な感染防止行動の定着を図ることにより、感染の再拡大を防ぐ取組を進めていくことといたしました。

また、道では、時短などに御協力をいただいた事業者の方々による感染拡大防止対策を支援しますとともに、道の時短や外出自粛などの措置により、経済的に大きな影響が及んでいる事業者の方々の感染防止に向けた協力に対する支援制度を創設しましたほか、ワンストップ相談窓口を通じた経営相談や専門家派遣、さらには、感染状況を慎重に見極めつつ、各種需要喚起策にも取り組むなど、今後とも、厳しい経営環境にあります事業者の方々の経営継続を支援してまいります。

次に、引っ越し時期の分散化についてであります。国では、運送等に係る人手不足が深刻化する中、例年3月から4月に集中する引っ越しについて、経済団体や報道機関などを通じて、費用の低減や申込みのしやすさなどのメリットと併せて、分散化の呼びかけを行ってきております。

こうした中、道では、昨年の経験も踏まえまして、人の移動が活発となるこの時期に感染拡大を防止する観点から、経済団体などと連携し、引っ越しの分散化や着任日の柔軟な対応といった新しい行動様式を提案集として取りまとめ、広く周知を行うことといたしました。

道といたしましては、この提案集に関し、感染防止策の観点に加え、引っ越しの分散化による費用面からのメリットも新たに追加するなど、内容の充実に努め、改めて周知を行ってまいります。

また、道といたしましても、今般、職員の人事異動に伴う赴任期間を7日間から21日間に延長するなど、率先して引っ越しの分散化に取り組んでまいります。

次に、営業時間短縮等の要請についてであります。道では、人の動きや接触機会の低減に向けて、11月上旬から札幌市内の飲食店などに対する時短要請等を行ってまいりましたが、これまで、札幌市と連携し、深夜営業の接待を伴う飲食店を中心に、延べ1800店の店舗を数次にわたって巡回訪問するなどして、時短等への協力状況を確認しており、11月中旬の調査では約半数の協力にとどまっておりましたものの、2月中旬には9割近くの店舗に御協力をいただきました。

このたび、2月末をもって時短要請を終了いたしました。道といたしましては、道民の皆様や多くの事業者の方々の御理解と御協力をいただきましたことが、このたびの感染状況の改善につながったと認識しております。

次に、求職者などへの支援についてであります。道では、人材を必要としている企業と短期的に働きたい希望を持つ休業中の方々などをつなげるため、北海道短期おしごと情報サイトにより求人情報を提供しているところであり、求人の多かった農業につきましては、北海道援農推進連絡会議を設置し、休業中の企業などに対し、従業員の一時的な就労について働きかけを行っております。

こうした取組により、これまでに、約200件の求人登録があり、約300人の就労が実現しましたが、今後、より一層活用を促進するためには、求人側と求職側の双方にさらに広く制度を知っていただくことが必要と考えており、事業者の皆様に対しては、関係団体の協力を得るとともに、求職者の方々に対しては、ホームページに加えまして、SNSなど新たな手法も活用しながら、さらなる周知に取り組み、コロナ禍に際して仕事を求める方々と人材を必要とする企業への支援に努めてまいります。

次に、「北海道スタイル」についてであります。社会経済活動にも配慮しながら感染拡大防止を図っていくためには、道民の皆様や事業者の方々に、新しい生活様式やビジネススタイルなどの「北海道スタイル」を実践いただくことが重要でございます。

このため、道では、「北海道スタイル」の取組ポイントの明示やステッカーの配布などを通じ、飲食店などの事業者の皆様が取り組んでいる感染症対策を利用者の皆様が視覚的に確認できるよう、取組を進めてまいりました。

さらに、道では、参考となる創意工夫などを好事例として広く周知いたしますとともに、「北海道スタイル」の実践を宣言する飲食店の情報を地図上に表示して利用を促すなどの情報発信にも取り組んでおり、事業者の皆様が積み重ねてきた取組を道が広く紹介し、見える化することを通じて、「北海道スタイル」の取組の輪を拡大してまいります。

最後に、北海道コロナ通知システムについてであります。本システムは、QRコードが登録された施設において、利用者の方々がコードを読み込んでアドレスを登録する仕組みであり、登録施設数は2月末現在で3万6136件、累計利用者数は24万8200件と、引き続き増加しておりますが、これまで感染者が発生した施設で保健所から照会のあった事例は29件あり、いずれも、その後の調査により濃厚接触者が特定されたことなどから、保健所からその方に連絡することができたために、結果として、本システムからの接触通知は行う必要がなかったところでございます。

本システムの有効性を高めていくためには、登録施設や利用者の一層の拡大が重要と考えており、道民の皆様や事業者の方々に、システム普及の効果を御理解いただけるよう周知に努めますほか、道民の皆様に登録店舗の利用を促すことで、登録施設拡大の好循環を生み出すとともに、利用者の登録手続を簡素化するシステム改修等を行うなど、より効果的なシステムとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、まず、変異株についてでございますが、道では、変異株の発生状況を迅速に把握し、対策につなげるため、道立衛生研究所及び札幌市衛生研究所におきまして、変異株に係るスクリーニング検査を行うとともに、道衛研ではゲノム解析を行う体制を整備しているところでございます。

国からは、1週間当たりの全陽性者数の約5%から10%をめどにスクリーニング検査を実施することとされております中、道衛研では、本年2月1日から3月7日までの間に、道立保健所管

内の陽性事例の約16%に当たります108件についてスクリーニング検査を実施したところでございます。

また、道衛研のスクリーニング検査で陽性が確認され、変異株の感染が疑われる方を把握した場合には、症状の有無にかかわらず、原則、入院措置とするほか、その濃厚接触者などに対しまして幅広く検査を行うなどして、変異株の蔓延防止に万全を期してまいります。

次に、退院された方へのPCR検査等についてでございますが、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準につきましては、国において、最新の知見を踏まえ、適宜、見直しが行われておりまして、この感染症は、発熱等の症状が出てから7日から10日程度たつと、PCR検査等で陽性の結果が出る場合であっても、感染性は極めて低くなっているとの知見から、現行の基準では、発熱等の症状が出現してから10日間が経過し、かつ症状が軽快してから72時間が過ぎた場合などにつきましては、PCR検査を経ずに退院することが可能とされているところでございます。

道といたしましても、こうした知見を踏まえ、現在の退院基準を満たした場合については、基本的にPCR検査を行わずに退院としているところでございますが、退院時には、御本人や御家庭に退院基準を丁寧に説明するとともに、退院後の相談におきましても、必要に応じまして、職場などにこの感染症について丁寧に説明し、不安の解消に努めるなどして、退院された方が早期に通常の生活に復帰できるよう対応しているところでございます。

なお、退院基準を満たしましても、医師が総合的に判断した結果、PCR検査を実施し、陰性を確認後、退院となる場合もございます。

次に、就労継続支援事業所についてでございますが、障がいのある方が地域で安心して暮らすためには、就労継続支援事業所をはじめ、障がい福祉サービスの適切な提供が求められているところでございます。

このため、道では、新型コロナウイルス感染症の影響がある中であっても、各事業所が安定的に経営ができるよう、感染防止対策に必要なかかり増し費用や、利用者の働く場、賃金、工賃の確保を図る観点から、生産活動の存続に必要な費用等に対する助成に加えまして、国の持続化給付金や雇用調整助成金制度も周知するなど、重層的に支援を進めてきているところでございます。

また、こうした取組のほか、事業所における収益力や利用者の工賃の向上に資するため、商業施設等におけます販売会の開催や、企業等から事業所への発注をスムーズにつなぎます共同受注システムの運営を関係団体等と連携しまして取り組むとともに、現場や関係者の声も伺うなどしながら、今後とも、安定した障がい福祉サービスが継続して提供できるよう、適切な支援に努めてまいります。

最後に、若者世代への新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、ワクチンの接種は、基本的に住民票所在地の市町村で受けることとされておりますが、実家を離れ、遠隔地で生活している学生など、やむを得ない事情により、住民票所在地以外で接種を受けることを希望する方につきましては、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うことによ

りまして、接種を可能としているところでございます。

道といたしましては、市町村や医療機関とも連携を図りながら、希望される方が円滑かつ確実に接種を受けられるよう、こうした接種に関する具体的な取扱いなどについて、市町村に対し、他の自治体の取組を紹介するほか、若い方を含めた幅広い世代の方々に対し、テレビやラジオ、新聞、SNS等の様々な広報媒体を活用しまして、これらの情報を分かりやすく丁寧に発信してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 水産林務部長佐藤卓也君。

○水産林務部長佐藤卓也君（登壇）道民の森の活用に関し、森林体験学習についてであります。道では、道民の森を協働による森林づくりを推進する拠点施設と位置づけ、平成27年に作成した活用方針に基づき、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の方々楽しく体験し、学びながら、森林への理解を深めることができるプログラムの開発を進めるとともに、植樹、育樹から伐採までの一連の森林づくり活動を実践できるフィールドの提供などに取り組んできたところであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、道といたしましては、感染防止対策の徹底を図りながら、森の観察会などを空知・石狩管内の小中学生を対象に実施したところであり、今後の感染の収束を見据え、より効果的な学習プログラムの開発や体験機会の増加を図るなど、学びの充実に努めてまいります。

次に、道民の森の施設の維持管理についてであります。道では、コスト縮減に配慮し、効率的な維持管理を行うため、「道民の森」施設管理保全計画に基づき、定期的な点検により傷み具合などの状況を把握し、平成28年度以降の10年間で、建物や橋梁など、優先度の高い施設から計画的な補修を実施することにより、耐用年数を延ばす長寿命化対策に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、今後とも、利用者の安全確保に努めながら、道民の森が、森林に触れ親しみ、森林づくりの重要性を学ぶ場としての役割を十分に果たすことができるよう、施設の適切な維持管理を行っていく考えであります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 警察本部長小島裕史君。

○警察本部長小島裕史君（登壇）木葉議員の御質問にお答えをいたします。

高齢運転者による交通事故の防止対策についてであります。令和2年中の高齢運転者による交通死亡事故は、全交通死亡事故136件のうち43件で、約30%を占めており、その割合は年々増加している状況にあることから、高齢運転者による交通事故を防止することは重要な課題であると認識しております。

このため、一定期間に複数回の交通事故を起こした高齢運転者に対し、警察官が自宅を訪問するなどして交通安全指導を行うシルバー・ドライバーズ・サポートプログラムを推進しているほ

か、交通安全教育車「ほくと号」のドライビングシミュレーターを使用した、参加・体験・実践型の交通安全教育を行っているところであります。

また、自動車ディーラー等と連携をし、安全運転サポート車の普及啓発を行っているほか、運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備にも努めているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体との連携を図りながら、より効果的な高齢運転者による交通事故の防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 木葉淳君。

○3番木葉淳君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま答弁をいただきましたが、指摘と再質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に関わり、今後も当面、警戒ステージ2以下を目指しても、はっきりしない期間で自粛が続くような形となります。

4人以下の少人数での黙食を求めるとのことですが、であれば、支援の拡充、あるいは、現在の支援は事業規模にかかわらず行われていますが、そうしたものの改善が必要なのではないのでしょうか。

例えば、結婚披露宴など、4人以上で会食を行う場面であっても、余興など、そうしたことに気をつければ、比較的黙食というものが実行しやすい、そうした場面もあります。

好事例を広く紹介していく。自粛、自粛ではなくて、事業者の努力や工夫を後押しするのが道のすべきことなのではないのでしょうか。

飲食に関わり、知事から、知見を生かして、影響をできる限り小さくし、実効性ある感染症対策となるよう検討を進めるとの答弁がありましたが、早急に検討し、道民にアナウンスしていく必要があることを指摘します。

変異株についてですが、道として、従来よりも感染力の強い変異株に対応しているとの答弁でしたが、感染力の強い変異株が蔓延すれば、医療体制が逼迫するまでの時間経過が短くなり、今現在も医療・病床体制は、決して余裕があるとは言えない北海道にとっては、警戒しなければならぬことです。

道民が不安を増大させているこの変異株に関して、道として積極的に取り組み、速やかに情報提供していただく必要があることを指摘します。

次に、引っ越し時期の分散化についてですが、意義は分かります。ただ、先ほども申し上げましたが、声かけだけでは進みません。

人の移動を制限するというのであれば、例えば、引っ越し手続を役場などで行ったときに、次に転居する場所の入居手続も完了するなど、手続の簡素化を進めるべきではないのでしょうか。

時間的に難しいとは思いますが、道が進めるデジタル化と並行し、転居手続の簡素化の必要性を指摘します。

また、若者の奨学金免除策について伺いましたが、新型コロナによる影響は甚大です。アルバ

イトがなくなり、生活の計画が大幅に狂い始めています。

これまでの支援を一層周知するとのことでありましたが、それでもなお不十分と言わざるを得ません。

企業や地域の立場に立った支援策、そうしたものが今整備をされていますが、本当に若者の側に立った支援策を道として早急に構築すべきです。奨学金の創設、拡充を道として積極的に進める必要があることを指摘します。

コロナ通知システムについてです。

先ほど、コロナ通知システムについて、知事の答弁を求めたのですが、知事からの発言ではありませんでした。もう一度伺わせてください。

国立感染症研究所によれば、新型コロナウイルス感染症は、若年の年齢層においては特に無症状や軽症となり、このことが、見えにくいクラスターの発生が潜在的かつ広範に起こりやすく、見えにくいクラスターの伝播が高齢者等の高リスク群へ移行し、時に同時期かつ大規模に集団発生が起こり、重症者が多発する危険性を秘めているとしています。

若者の多くは、長期にわたる自粛生活を余儀なくされ、我慢も限界に来ています。今回のコロナ禍の大きなツケを今後長期にわたり払っていくのは、その若者たちなのです。感染対策を行いながら、若者の行動力、エネルギーを経済に変えていかなければなりません。

若者の大多数は、日常的にスマートフォンを利用しています。スマートフォンによる感染症対策が機能すれば、その効果は絶大なのではないのでしょうか。

現在の活用数が少ない状況を、若者を交えて分析し、新たなシステムとして見直すべきではないのでしょうか。今後の対応について、知事に伺います。

退院者への誹謗中傷についてです。

退院基準を満たしたとしても、医師が総合的に判断し、PCR検査を実施し、陰性を確認する場合があるとの答弁でしたが、ぜひ、希望する皆さんが行政検査によるPCR検査を実施できるよう強く求めます。

次に、ワクチン接種についてですが、各自治体の好事例の広範な周知により、接種を希望する若者が役場に行かなくとも簡単な手続でワクチン接種できる——手続の部分です。接種するためには行かなければなりませんけれども、道としての積極的な対応の必要性を指摘します。

特定事業主行動計画について伺いましたが、着実に進んでいるとの答弁でした。女性の活躍推進、男性の育児休業とも、目標をもう少し高くすべきであることを強く指摘します。

世界経済フォーラムが男女格差を解消することを目的に公表しているジェンダー・ギャップ指数2020によると、日本の総合スコアは153か国中121位で、前年の110位からランクダウンするという結果になっています。

意思決定の場への女性参画率を高めることが、企業の収益率や株価の上昇につながるとも言われています。

社会全体の女性参画率の向上に向け、新年度以降のさらなる取組の必要性を指摘します。

最後に、第3期北海道競馬推進プランについて、道内の高校は、全道的な少子化により、現在、定員に満たない状況の学校が増えてきました。

北海道教育委員会は、道内の子どもたちのために、道外から受験をする際、一定の条件をつけています。

しかし、道内の職業科の高校の中には、道外からの受験希望者が多い高校があります。せっかく道内の高校を道外から希望し受験してくれた子どもたち——ただ、卒業後、その多くは道外へ戻っているとのことでした。

引き続き道内に残り、進学、就職し、行く行くは道民となって北海道を支えていてもらえるように、環境整備が必要であることを指摘しまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）木葉議員の再質問にお答えをいたします。

コロナ通知システムについてであります。本システムは、感染者の方と接触した可能性が通知されることで、自身の体調変化に注意をしたり、周囲の人に感染をさせない慎重な行動につながるものであります。

感染拡大防止に向けて、実効性あるシステムとするためには、無症状や軽症の感染者の方々が、多い若年層の利用拡大が重要であります。

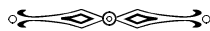
このため、道としては、道民の皆様からの御意見などを踏まえまして、登録手続の簡素化など、使いやすいシステムへの改善を進めまして、若年者を含め、より多くの道民の皆様にご利用いただけるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 木葉淳君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後1時1分開議

○副議長高橋亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

植村真美さん。

○7番植村真美君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に基づきまして、知事、教育長にお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、コロナ禍における農業支援についてお伺いをいたします。

1年ほど続く新型コロナウイルス感染症の影響で、外食産業の落ち込みにより、稲作、畑作ともに価格の低迷など、心配の声が多く上げられております。

特に、私の空知地域では、稲作が中心であり、令和3年産米の作況によっては、令和2年産米

の売行きに大変不安を抱いていると伺っております。

実際に、北海道の米の在庫状況は、12月で38万トン、前年度に比べまして6万2000トン多い状態となっております。

ブランド米を持っている地域では、貯蔵タンクが空かなければ、新米収穫作業はどうすればいいのか、今から悩むところであるとのこと。

国の販路多様化緊急対策事業などでは、小さな農業団体はハードルが高く、なかなか申請に踏み切ることができない事情も見受けられます。

令和2年産の在庫が多くなると、負の連鎖が続き、農業者の後継者問題も深刻さを増します。

秋の収穫を終えてから様子を見るといったタイミングでは遅いと思いますので、年度当初から道独自の支援策の検討が必要だと感じます。

今、集中対策期間が終わり、飲食店も通常どおり営業が始まりました。産地はもとより、大打撃を受けている飲食店と連携し、米の消費を促す事業を検討するなど、地域における米の売行きや在庫状況を踏まえ、令和3年度の消費拡大への取組を一層強化することが重要と考えますが、知事のお考えと今後の対応について伺いをいたします。

次に、道産品の海外販路拡大についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、人と人との行き来が大きく制約を受けており、こうした状況の中にあって、北海道の魅力を海外の方々に直接伝えることのできる、食をはじめとする道産品の存在意義は、かつてなく大きなものがあると考えます。

食品などの販売形態は、対面での販売や飲食店での提供に様々な制約が生じており、その一方で、インターネット販売やデリバリーサービスが伸びるなど、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変化をいたしました。

道内でも、こうした変化に対応し、従来、国内での販売を中心とする経営戦略を取っていた地場の大手菓子メーカーも、海外の百貨店などの催事や越境ECサイトでの販売を始めたほか、道内の大手卸売市場が輸出強化に向けた事業検討を始めるなど、販路を海外に広げようとする動きが増えてきております。

感染を抑え込む確実な見通しの得られない中では、これまで長年にわたって培ってきた販路を守りながら、非接触や遠隔を前提とした新たな販路の拡大にも力を入れていく柔軟な販売戦略が、今後一層重要になると考えます。

ウイズコロナ時代における道産品の海外販路拡大に、道として、今後どのように取り組む考えなのか、伺います。

続きまして、どさんこプラザ海外店の取組などについて伺います。

今、日本社会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、健康や生活面のみならず、行動や意識、価値観まで変容しています。食を取り巻く環境を見れば、テイクアウトやデリバリー、通信販売の利用が拡大し、進行しています。

この間、道では、感染拡大の防止と医療提供体制などの強化と並行して、経済活動の継続と段

階的拡大に取り組んできましたが、その中で、食に関しては、通販サイトなどを活用した道産食品の割引販売をはじめ、宅配サービスの活用、プレミアム付商品券の発行、巣籠もり需要の取り込みなど、その時々々の社会の状況に応じて、全国的な消費喚起策を講じ、道産食品の販路の維持拡大を図ってきたものと承知しています。

北海道にとって、食は観光と並ぶ基幹産業であり、食品産業を守り抜くことは北海道の経済の回復に直結するものであると認識しており、そのためには、これまでのウイズコロナの取組に加えて、アフターコロナも見据えた経済対策も必要であります。

道産食品は、そのブランド力によって、インバウンド需要にも支えられてきた面もありますが、2020年の訪日客は前年比で87.1%減と、コロナ禍による入国制限が響き、1964年の統計開始以降で最大の減少率となっているところであります。

しかしながら、北海道経済を立て直すには、新型コロナ感染の拡大の収束とともに、外国との行き来が再開されることを見越して、今まで以上に積極的に道産食品の魅力を海外へPRしていくことが重要と考えますが、道産食品を紹介する道の公式アンテナショップ——北海道どさんこプラザの海外店は、昨年、移転リニューアルなどをされたと承知していますが、その現状についてお伺いをいたします。

また、国内外において道産食品の消費回復を図っていくことが必要ですが、アフターコロナも見据えました今後の海外需要の獲得について、シンガポール及びバンコクに設置しているどさんこプラザを活用し、どのように取り組む考えなのか、知事の御見解を伺います。

次に、事業承継についてであります。

人口減少や少子・高齢化の影響など、道内では企業の後継者確保が年々難しくなっており、休廃業の増加傾向が長期化していることから、我が会派といたしましては、これまで、中小企業の事業承継の重要性を指摘しまして、事業承継支援ファンドの創設や事業承継税制、後継者人材バンク等の活用促進などについて議論を積み重ねてきたところであります。

その結果、道における事業承継に向けた取組が強化され、徐々に政策効果が現われつつあるとも受け止めております。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大と防止対策が長期にわたっており、その影響で、道内企業は一層厳しい経営を余儀なくされております。企業の休廃業も増加に拍車がかかっています。

今後、地域経済や雇用を守っていくためには、道内企業の事業承継に向けた取組を一層強化していく必要があると考えます。

知事は、事業承継に向けた課題をどのように認識し、円滑な事業承継の促進に今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

続きまして、中小企業の支援についてであります。

北海道の中小企業は、大手企業の関連工場なども多く、コロナ禍による経営不振で、大手企業側からの製造縮減や工場廃止を余儀なくされるケースが懸念されております。

現に、私の地元では、芦別市内のスーツ製造工場が閉鎖し、ふるさと納税が9割減、また、夕張市内では、冷凍食品工場などが閉鎖と縮小を強いられ、さらに夕張リゾート運営会社が破綻となり、市内のコンビニエンスストアや飲食店では、夕張リゾートがなくなってしまうと、今後の経営が困難であるという不安の声も多く、地域全体の経済の低迷が心配されています。

芦別市では約100名、夕張市では約200名の方々が新たな働き場を求めているのに対し、地域の事情といたしましては、夏の働き場所があったといたしましても、1年を通して雇用するところは難しいなどとの地元の経営者の声も多く聞きます。

働く場を求めて戸惑う方々のサポートを道でも行っていただいているところではありますが、その地域で雇用の受皿がない場合、ますます人口減少が加速し、地域の衰退に直面するおそれがある、そういったことがもう現実味を帯びています。

新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くことが予想される中で、そのような事態を軽減するためにも、今の段階から、中小企業の技術力を無駄にすることなく、企業間の連携やマッチングを通して、新事業の可能性を見いだすサポートが必要になっていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、新たな技術開発のサポートと推進について伺います。

まず初めに、宇宙産業の振興について伺います。

近年の宇宙分野の技術革新に伴い、国内外におきます民間企業による新たな取組が活性化しており、国では、昨年6月に取りまとめました第4次宇宙基本計画において、2030年代早期に、宇宙産業の市場規模を約2.5兆円に倍増させる目標を掲げているところであります。

道内においても、新しい産業への参入に向けた積極的な取組が見られているところであります。

例えば、大樹町では、ベンチャー企業が小型ロケットの開発、打ち上げに取り組んでいるほか、赤平市では、画期的なロケットエンジンの推進剤の事業化に取り組んでいる企業があるなど、地域の企業が主体的に技術開発に挑み、ビジネスに結びつけようとする事例が次々と生まれています。

このように、本道において、種をまき、芽が育ち始めている宇宙産業をさらに成長させていくためには、先端技術を生かした挑戦に取り組む道内企業を増やすことのほか、道内における研究をさらに活発化するために、道外からも関連する実験、研究を誘致することなどが重要と考えますが、宇宙産業の振興について、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

続きまして、石炭産業について伺います。

このたび、国が2050年までと掲げる温室効果ガスの排出をゼロにする目標とともに、道も取り組む中で、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で35%削減するなど、中期目標が掲げられております。

2019年の北海道電力の電力量の46%を石炭が占めていること、さらに、今は輸入炭に頼っている部分は大きいものの、現に北海道でも石炭産業が存在しております。

しかし、石炭は、温室効果ガスの排出量が多いという問題もあり、石炭産業に関連する方々は、今後のビジョンが見いだせず、肩身の狭い思いをしております。

そのような中、トラックが少なくなり、運転手は高齢化し、産炭地域振興臨時措置法も今はなくなり、採炭現場のその後の環境整備もどのようにすればいいのかと、戸惑う声もあります。地域の雇用や人口減少にも直結することでもあります。

一方、近年では、石炭からCO₂の排出を抑える技術も検討されています。

道内においても、苫小牧市におけるCCUSの取組をはじめ、釧路市や三笠市においても石炭資源を活用したエネルギー技術の研究が進められているところです。

世界的課題の解決に向けたこうした技術が、近い将来、実用化できれば、石炭の歴史を持つ北海道においても画期的なことであり、こうした技術により、道内炭の有効活用が図られることが重要と考えます。

石炭産業を抱える道として、石炭関連事業者との技術開発に対する情報共有を図りながら、それぞれの事業者が新たな方向性を描けるようにしていくべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

雪害防止のための情報の在り方についてお伺いをいたします。

今シーズンは、豪雪による影響でJRの運休が相次ぎ、また、ホワイトアウトによる車の立ち往生や事故が多発し、移動だけではなく、自宅周辺の除雪などをやっても、身の危険を感じることも多くある状態です。

2月23日から24日にかけて、当別町、新篠津村、岩見沢市周辺の国道、道道が通行止めとなり、月形町においては、町内の施設で働く30名ほどが帰宅できなくなり、一時、避難所を設けたとのことです。

また、下校時に、子どもたちのスクールバスもホワイトアウトの中で移動が困難となり、除雪車を先頭に移動させたとのことです。

また、道路通行止めの判断は、夏は降雨量の数値の判断となりますが、冬の降雪の状況は、気象庁の予測やパトロールでの目視による判断と見極めが大変難しいところでもあります。

加えて、アメダスが設置されているところとされていないところでは、雪の影響に関する情報発信力や、住民に与える危機感に差があると、地域から不満の声があります。

道の雪害対策には、アメダスを設置する気象庁の気象予報によるところが大きいと思いますが、日本の中でも例を見ない積雪寒冷地であること、また、近年は、温暖化で局地的な異常気象が続くと予想されております。

そこで、道では、雪による被害を防止するため、現在どのように情報の収集、発信をしているのか、伺いますとともに、今後は、市町村独自の観測データなど、幅広く収集した情報を関係機関などと共有いたしまして、雪害対策に役立てるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

（発言する者あり）

特別支援学校についてお伺いをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染の拡大で、本道は、警戒ステージ3の状況が続いており、テレワークの推進や出勤抑制が求められておりますが、国でも、経済団体に対して、オフィスでの仕事は原則として自宅で行えるよう協力要請を行うとともに、在宅での業務に必要なテレワークの導入を支援しています。

道内でも、この流れに沿って、企業などが求める人材像が変化してくることから、特別支援学校においても、職業教育での対応も、テレワークなどの情報技術を活用した形態での就労が拡大し、障がいの種類や程度、勤務地に制約されない職業選択が可能になることが期待されております。

事業所などに通勤して働くことを想定した職業教育はもとより、新たな就労形態を見据えた職業教育を通じて、障がいのある子どもたちの自立と社会参加が一層図られるよう取り組んでいく必要があります。

道教委は、時代の変化を見据えた特別支援学校における職業教育にどのように取り組むお考えなのか、伺います。

続きまして、特別支援学校におきます感染症対策についてでございます。

国内でのワクチン接種も始まっていると思えますけれども、コロナ禍が収まるには、まだしばらくの時間を要するところでございます。高齢者のみならず、子どもたちも引き続き感染症から守っていく必要があります。

特に、特別支援学校には、基礎疾患などがあることにより重症化するリスクが高い児童生徒や、障がいの特性からマスクを着用することが難しい児童生徒が在籍するなど、小中学校や高等学校と比べますと、より慎重な感染症対策が求められているため、担任の先生をはじめ、寄宿舎指導員やスクールバス添乗員など、学校現場の方々は相当苦勞されていると承知しております。

長期にわたる対応で、生徒のストレス、保護者や関係者の不安、職員のプレッシャーなどが高まりを見せているとのこととです。

このような中から、例えば、通学時のバス内での距離間を保つため、これまでは1台で対応だったが、2台にしてほしいということ、また、その際の対応スタッフなども検討してほしい、さらに、寄宿舎においても、食事や余暇の過ごし方は、時間差で対応や制限を促していますけれども、もともと各部屋は狭く、1部屋が4人部屋で整備されている状態とのこととです。

道教委といたしましても、学校での新型コロナの感染拡大予防に取り組んでいることは承知しておりますけれども、特に配慮が必要な特別支援学校において、どのように対策してきたのか、また、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、併せて伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 知事鈴木直道さん。

○知事鈴木直道君（登壇）植村議員の質問にお答えをいたします。

最初に、北海道米の消費拡大についてであります。全国の米の需要は、毎年の人口減少に加えまして、感染症の影響により、さらに落ち込んでおります。北海道米の在庫も増加をしており

ますことから、生産者の皆様からは不安の声が上がってきており、今後、積極的な消費拡大を進めていくことが必要であると考えております。

このため、道では、道内のスーパー等と協力をした店頭でのプロモーションに加え、新たに、外食業者によります北海道米の取引拡大に向けた取組を展開いたしますとともに、国の販売拡大事業の農協等での活用支援、関係団体の皆様と連携した御飯増量キャンペーンやネット販売の促進、さらには、海外における巣籠もり需要を踏まえた輸出拡大などに取り組みますほか、私自身もSNSなどを通じて北海道米をPRするなど、生産者の皆様が希望を持って米生産に取り組めるよう、一層の消費拡大に向けた活動を展開してまいります。

次に、道産品の海外販路拡大についてであります。感染症が大きな影響を及ぼしている中、道産品の海外販路を維持拡大していくためには、情報通信技術を活用した新たな手法も取り入れながら、さらに市場開拓に取り組んでいくことが重要であります。

このため、道としては、商談会の開催や展示会への出展といったこれまでの取組に加えまして、ジェットロや金融機関の海外拠点を活用し、現地のバイヤーの紹介やオンラインによる商談会、展示会の機会を増やしますとともに、eコマース事業者の方々と連携をして、海外ECサイトでのバイヤーや消費者のニーズをアドバイスするといった販売の支援、飲食店のデリバリーサービスにおけるテスト販売など、新たな販路につながる取組を強化することとしております。

また、来年度から、デジタル技術を活用し、海外展開を目指す企業を育成する研修会を新たに実施することとしておりまして、道内企業の皆様がビジネスチャンスをつかえ、海外販路の拡大が図られるよう、国や関係機関と連携しながら、各般の施策を推進してまいります。

次に、どさんこプラザの海外店を活用した今後の取組についてであります。感染症への対応の長期化に伴いまして、巣籠もり需要など、世界的に消費者ニーズや購買行動に大きな変化が生じている中、道産食品の海外への販路拡大を進めるためには、感染症の状況も踏まえた相手国の市場動向を的確に把握いたしますとともに、食市場の変化に対応した需要の取り込みが必要であると認識しております。

このため、道としては、今後、海外のどさんこプラザを効果的に活用しながら、市場が拡大しているECやオンライン取引による販売チャネルの多様化を図るほか、健康志向の高まりに対応したヘルシーD.O商品、地理的表示の制度の指定や、ブドウ品種「山幸」の国際品種登録により注目を集めます道産ワインなど、新たな付加価値を持った北海道ブランドの魅力を積極的に発信し、アフターコロナも見据え、海外需要のより一層の獲得に取り組んでまいります。

次に、事業承継についてであります。全国と比べ、経営者の方々の高齢化が進んでいる本道においては、円滑な世代交代を図ることが喫緊の課題でございます。

そのためには、承継の成功例の創出による経営者の方々の意識喚起はもとより、道内の各地域に取組を広げていくことが重要であると考えています。

このため、道では、信用金庫や信用組合などの地元金融機関や産業支援機関などと連携をし、事業承継診断の実施や専門家の派遣による支援とともに、親族外承継の一層の促進に向けて、昨

年3月に設置いたしました後継者人材バンクを活用し、後継者不在企業と創業希望者とのマッチングに取り組んでいるところであります。

さらに、提案をしております来年度予算では、事業承継支援ファンドを2年間延長し、金融面からも支援いたしますとともに、地域における支援体制の強化に向けて、道内の6圏域の中小企業総合支援センターの支部にコーディネーターを新たに設置する考えであります。

今後とも、関係機関の皆様と一層連携をしながら、円滑な事業承継の取組を積極的に進めてまいります。

次に、宇宙産業の振興についてであります。道内では、1次産業の生産性向上を図る衛星データの利活用や、独自の技術力を生かした従来にないロケットの開発など、宇宙に関わるビジネスへの取組が生まれており、今後、大きな成長が期待できる産業分野であると認識をしております。

このため、民間企業や関係団体の皆様とともに、衛星データ等の宇宙利用産業分野と、ロケットや人工衛星の開発、製造といった機器関連分野を含めた、宇宙ビジネス全体を対象といたします北海道宇宙関連ビジネス創出連携会議を昨年7月に設立したところでございます。

今後、この会議を有効に活用し、セミナーの開催や企業間のマッチングに努め、新分野への企業の参入を促してまいります。

また、道が支援をし、大樹町が事業計画を策定中の射場整備の推進状況や、企業等が強みを持つロケットなどの宇宙機器の開発、さらには、衛星データを活用したスマート農業といった大学の取組など、本道における多様な挑戦について情報発信を強化しながら、広く周知を図り、国内外からの研究等の誘致につなげるなどして、オール北海道で宇宙産業の活性化に取り組んでまいります。

最後に、石炭産業についてであります。本道に賦存する石炭は、貴重なエネルギー資源であります。環境負荷の一層の低減を図りながら、エネルギーの地産地消につながるよう、有効活用を推進していくことが重要であると認識しております。

このため、道では、国に対し、高効率で環境負荷の少ないクリーンコール技術開発の推進について働きかけますとともに、非効率石炭火力のフェードアウトの検討に当たっては、地産地消に取り組む石炭火力の持続的活用を求めてきたところでございます。

道内では、CCUSや石炭地下ガス化といった技術開発の取組が進められておりますほか、来年度から、石炭灰に二酸化炭素を注入し、採掘後の坑道の埋め戻し材とする実証事業が予定をされております。

道としては、こうした取組を関係機関や石炭事業者の皆様などで構成いたします石炭資源有効活用研究会において共有を図りまして、それを通じて、将来的な石炭の利用拡大につなげて、石炭の地産地消を推進してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 経済部食産業振興監谷岡俊則さん。

○経済部食産業振興監谷岡俊則君（登壇） どころプラザ海外店の現状についてであります。道では、現在、海外における道産食品の販路拡大や北海道ブランドの発信拠点として、北海道どころプラザをシンガポールに2店舗、バンコクに1店舗を設置し、道内食品製造業者のマーケティング活動を支援しているところでございます。

平成27年に海外初出店をしたシンガポール1号店につきましては、昨年11月、観光地として名が高く、富裕層が多く居住するマリーナベイ・サンズ地区の商業施設に移転したところであり、1月までの売上げは、前年同期比で170%を超え、順調な滑り出しを見せているところでございます。

また、平成30年に開設したバンコク店につきましては、昨年8月に、サイアム高島屋の2階から、集客力が高く、にぎわいのある1階に移転リニューアルをし、さらに12月には、この商業施設に高架鉄道が直結し、アクセスが大きく向上したことから、今後の集客や売上げの増加を大いに期待しており、道としては、コロナ禍にあっても、海外店は、これまでの継続的なマーケティング支援や販路拡大に向けての取組が着実に成果を上げてきていると認識しているところでございます。

以上です。

○副議長高橋亨君 経済部長山岡庸邦さん。

○経済部長山岡庸邦君（登壇） 中小企業の新事業展開への支援についてであります。本道の中小企業は、感染症の長期化の影響に加え、大規模製造業の事業再編などから厳しい経営環境に置かれており、企業の技術力の向上や企業間連携などによる新事業への進出が重要であると認識しております。

このため、道では、企業の技術力の向上に向け、企業の要望に応じた専門家派遣や産業支援機関などを通じた技術指導に取り組むとともに、企業間連携による製品開発や取引拡大に向け、産業振興条例による共同研究開発への補助や、中小企業総合支援センターによります受発注商談会などに取り組んでいるところでございます。

さらに、金融機関とも連携を図り、後継者人材バンクを通じて、優れた技術力を有する企業の円滑な事業承継を進めているところであり、今後も、道の相談窓口や市町村、商工団体への施策説明会などにより、道内の中小企業に対して、支援施策の積極的な活用促進に努め、経営環境の変化に対応した企業の新たな事業展開を支援してまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総務部危機管理監野村聡さん。

○総務部危機管理監野村聡君（登壇） 雪害防止のための情報の共有等についてであります。道では、毎年、冬期間の風雪被害に備えるため、气象台や開発局、道警、消防、自衛隊といった公的機関と、交通、放送、通信、電力といった事業者の皆様で構成する雪害対策連絡部を設置いたし、災害発生が予想される場合には、関係機関が参集し、気象庁の気象予報や各機関で把握した

情報とその対策を共有いたしまして、災害対応に万全を期しているところでございます。

こうした場で集約いたしました情報につきましては、SNSや報道機関、市町村などを通じまして、道民の皆様に向けて周知を図っており、荒天時の外出抑制や停電への備え、また、落雪や除雪時の事故防止など、注意喚起に努めているところでございます。

近年、局地的異常気象も頻発する中、道といたしましては、雪害防止を推進する観点で、これまで以上に振興局や各部の出先など、様々なチャンネルを通じて、地域の実情を把握する市町村独自の情報の収集などに努め、きめ細かな雪害対策が実施できますよう努めてまいり考えてございます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 教育長小玉俊宏さん。

○教育長小玉俊宏君（登壇）植村議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別支援学校における職業教育についてであります。生産年齢人口の減少や情報技術の進展、コロナ禍の影響によるテレワーク等の新たなワークスタイルの定着など、就労環境の急激な変化に伴い、障がいのある児童生徒たちにとっては、様々な制約を克服し、自らの可能性を引き出す教育の充実が一層求められているものと認識しております。

このため、道教委では、コロナ後の社会を見据え、特別支援学校におきましては、障がいのある生徒が情報活用能力を身につけ、卒業後の職域の拡大や、障がいの種類、程度、居住地によらない職業選択が一層可能となるよう、民間企業等とも連携しながら、ICTを活用した職業教育の充実に取り組んでまいります。

次に、特別支援学校における感染症対策についてであります。障がいの状態や発達段階が一人一人異なり、中には基礎疾患を抱えておられる児童生徒もおりますことから、特別支援学校における感染症対策は、よりきめ細やかな配慮が求められるものと認識しております。

このため、スクールバスの増便による乗車人数の削減や、感染症対策に必要な衛生物品の購入など、環境整備に努めるとともに、特に寄宿舎など密になりやすい場所では、共同生活の意義にも配慮しながら、食堂利用の分散、食事場面での会話の抑制、アクリル板の設置、登下校時の手指消毒や体調管理の徹底など、様々な感染症対策を実施しているところであります。

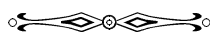
今後とも、スクールサポートスタッフを活用するなどして、教職員の負担にも留意しつつ、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校、家庭、地域が一体となって感染症対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 植村真美さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩



午後1時43分開議

○副議長高橋亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

淵上綾子さん。

○19番淵上綾子君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次質問します。

初めに、新型コロナウイルス感染症について、ワクチンの接種が順次行われることとなりましたが、順番待ちでなかなか接種できない方もいるでしょうし、様々な事情で接種できない方、接種を望まない方もいると思います。

そのような中、ワクチンを接種していないことを理由とする入場お断りなどのサービスの制限や、ワクチンを接種した人だけを対象とする優遇サービスなどは、憂慮すべきだと思います。

ワクチンを接種していないことを理由とする差別をしないように、知事から、定例の記者会見やホームページを通じて呼びかけていただけないでしょうか、所見をお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、以下、休業支援金について伺います。

雇用調整助成金、以下、雇調金を事業者に申請してもらえない場合に対応するために、休業支援金がつくられましたが、執行は僅か1割強にとどまっています。

休業支援金の申請は、事業者側に不利益があるわけではないのですけれども、なぜ利用が進まないのか、事業者側にも事情があると思います。

また、休業支援金を申請すると、労働局から事業者に連絡が行くため、関係悪化の懸念から申請をためらうという問題もあります。

こうした問題を踏まえ、申請者に支援金が当たるように、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

休業支援金については、そもそも認知度が低いことも問題です。道からも改めて周知していただけないでしょうか、所見をお伺いします。

道は、新年度予算で、時短、外出自粛等により影響を受けた事業者支援として、法人に20万円、個人事業者等に10万円の一時金を支給するとしています。その対象範囲について、事業者から多数の御意見が寄せられています。

時短要請に応じた飲食店については、今年度の補正予算で1日に2万円が支給されることとなっていますが、その対象ともならず、昨年開業して当初から打撃を受け続けている事業者からは、持続化給付金も何も当たらないとの意見がありました。

このような事業者の御意見をこの事業の設計にどのように反映していくのか、お伺いします。

「新北海道スタイル」集中対策期間が解除されたとはいえ、この取組自体は、引き続き継続していくことが求められています。

各事業者においては、取組実施のために、店内消毒やサーモカメラ、アクリル板などの設置、アルコールディスペンサーなどの購入など、経費負担が生じています。

道が「新北海道スタイル」を求めているのだから、道で取組に対して補助金を措置すべきという考えから、我が会派から度々要請をしまりました。

改めて問いますが、「北海道スタイル」の取組のための費用に対する補助金の新設を求めます。所見を伺います。

世界の中で最も新型コロナウイルス対策に成功している国と言われているニュージーランドでは、昨年（2020年）の第3・四半期では経済が回復に転じていると報じられています。

要因の一つとして、ゲノム解析が挙げられます。ゲノム解析で感染経路を特定し、そこに対して集中的に対策を講じていくことで、効率的かつ対策による影響を最小限にとどめて、感染拡大防止から経済再生につなげています。

道は、ゲノム解析の有効性についてどのような認識を持っているのか、お伺いします。

次に、宅地建物取引士の法定講習について伺います。

国土交通省が認定する国家資格の一つの宅地建物取引士は、5年ごとに都道府県知事が指定した講習を受講し、更新することとなっており、先日、私も受講してまいりました。

この講義の中で使用されていた宅地建物取引士の使命と役割のテキストの中には、コンプライアンスに関する個別重要項目という章があり、業務執行に関しては、常に基本的人権の尊重を十分に理解し、認識しなければならないとあります。

住居を確保することは、憲法第25条に規定される生存権に関わることで、極めて重要です。

テキストのボリュームが多く、1回の講習で内容の全てを網羅することは困難で、今回の講義では基本的人権には触れられなかったのですが、少なくとも、これは省略すべきではないと思います。

そこで、担当講師に、基本的人権を取り上げるよう、道から働きかけていただけないでしょうか、所見を伺います。

昨年（2020年）の第3回定例会で、賃貸住宅入居に関する差別解消について質問した際、セーフティネット住宅の登録促進を図るとの答弁がありました。

できれば、法定講習の中で取り上げる、それが難しいのであれば、テキストにチラシを挟むなどして、この制度を周知していただけないでしょうか、所見を伺います。

次に、賃貸住宅退去時のトラブルについて伺います。

賃貸住宅の退去時に、管理会社から高額請求されるトラブルが後を絶ちません。中には、管理会社が退去者に高圧的な態度を取るケースもありました。

昨年（2020年）の第3回定例会で、退去時のトラブルについて、退去時のトラブル防止に努める、民間住宅に関する様々な問合せに対し、きめ細やかに対応してまいりますと答弁をされています。

しかし、トラブルに対応できる体制がいまだに整っていません。

法律や消費の相談につながるのでは、時間も労力もかかり、退去者の泣き寝入りにつながってしまうので、道としてのワンストップの相談窓口が必要だと考えます。

また、管理会社等には適切な指導をする体制が必要だと思います。所見をお伺いします。

次に、成年後見制度について伺います。

平成28年に成年後見制度利用促進法が制定され、成年後見制度の利用を総合的、計画的に推進

するための基本計画が策定されています。

成年後見制度の利用がこれまであまり進んでこなかった理由として、利用した方の御家族からは、相続対策ができない、銀行預金がほぼ凍結状態になって下ろせない、特別養護老人ホームに入居するために、元の家を売ろうと思っても売れないといった御意見があります。

促進するに当たり、まず、利用した方、その御家族から御意見を伺い、利用する側の観点から、利用が進まない原因の把握と改善をすべきです。道の考えを伺います。

成年後見制度は、介護などのサービスや施設への入所に関する契約など、身の回りの世話に関して有効ですが、財産の管理に関しては、先ほど述べた課題もあります。

より柔軟に運用することができる方法として、信託法を利用する方法が挙げられます。

例えば、すぐ生活に必要な財産以外については、委託者を本人、受益権の大部分を本人、受託者を家族や信頼できる友人などとする信託財産とすることで、柔軟に運用できるほか、信託財産は民法の規定から離れるため、実際に相続する財産はごく僅かとなり、相続時の紛争回避にもつながります。

成年後見制度を推進する上で、財産管理としては信託法を利用する方法も選択肢としてあることを示してはどうかと思います。所見を伺います。

成年後見人となった者は、財産を減らさないようにする観点から管理するため、結果として、財産が硬直状態になってしまいます。

近親者による悪用を避けるという利点はあるものの、これでは、配偶者や身近な親族にとっても、望ましい方向とは逆に物事が進んでしまうことがあります。

利用を推進するに当たり、柔軟に使えるように制度の改善を国に求めるべきではないでしょうか、所見を伺います。

次に、地域づくり総合交付金について、地域づくり総合交付金は、地域振興条例に基づき、道内の地域ごとの課題を解決することや、地域活性化に向けた取組をより効果的に支援するため、創設されました。

しかし、予算の執行はとても遅く、効果的に活用されているとは言い難い運用になっているところでは。

2020年の交付金事務の流れでは、9月25日に事業の告示、あまり時間のないまま、10月上旬頃に予算の要望調査を締め切り、12月上旬に交付金の内示が告知され、その後、交付金申請の手続は3週間ほどで提出期限が指定され、早いところでは翌年の1月下旬以降に交付金の支払いが行われていますが、野外イベントなどソフト事業では、内容によっては事業の告示前に事業が終了していることも多くあります。

例えば、需要要望を前年度に行い、予算事務に反映させるとか、事業の告示を年度明け早々に行い、事前に交付金の事務スケジュールの告知を行うなど、道民に分かりやすく、もっと効果的に活用できるように、事務の抜本的な改善が必要なのではないのでしょうか、道のお考えを伺います。

書類作成や添付書類のひな形など、分かりやすい手引書などを作成し、事業者に分かりやすい制度となるよう工夫をすることが、事務の円滑化と効率化にもつながるのではないのでしょうか、所見をお伺いします。

次に、農福連携について伺います。

平成29年第3回定例会で、農福連携について、我が会派の同僚議員の質問に、「農業、福祉の双方のマッチングに取り組むなど、農福連携を一層推進してまいりたいと考えております。」と答えています。

昨年5月、振興局に相談窓口が設置されましたが、マッチング件数は僅かです。

農業事業者、福祉事業所ともに農福連携に取り組んでみたいという意見は多いものの、一歩踏み出せないのが現状で、マッチングを推進する上で、ノウハウを持って両者の橋渡しをするコーディネーターの存在が重要なのではないのでしょうか、道の考えをお伺いします。

福祉事業所からは、農福連携に取り組む上で、広域分散型の北海道では、移動が大きな課題であり、高速利用の減額や補助金を求める意見があります。

報酬に上乘せすべきとの御意見はあろうかと思いますが、農福連携を推進する道としては、特別な措置を検討する余地があるのではないのでしょうか、所見を伺います。

次に、子どもの性犯罪被害防止について伺います。

家庭内での性的虐待の事例が裁判などで近年表面化していますが、氷山の一角だとも言われています。

厚生労働省は、児童相談所で扱う性的虐待の実態調査を進めています。

道では、性的虐待を防止するための啓発活動を行っているとは承知していますが、加害者になる人は啓発には応じないでしょう。

さらには、行政が家庭内に踏み込んで親を指導することは容易ではありません。しかし、指導しなければ、家庭内での性的虐待の根絶にはつながらないというジレンマがあります。

道は、家庭内での子どもの性犯罪被害防止にどのように取り組んでいくのか、伺います。

性教育を何歳から始めるかについては議論があるかと思いますが、性的虐待防止については、被害に遭う可能性がある年齢、すなわち幼少期から必要と考えます。

加害者が近い間ほど、被害に遭ったことを自覚すること自体が大変困難ですが、保育園等でプライベートゾーンについて絵本で教えるなど、被害を自覚する可能性を上げることができません。

被害者が声を上げることもまた大きなハードルではありますが、何かおかしいといった何気ない一言で、周囲が気づくことにもつながります。

幼少期における性犯罪被害防止のため、どのように取り組んでいくのか、知事及び教育長に伺います。

次に、医療機関における入退院手続等について伺います。

同性カップルが子育てをする事例も増えてきています。

明石市では、同性カップルもその子どもも家族として認めるファミリーシップ制度を制定しており、その効果の一つとして、制度の導入と併せて、市が様々な関係機関への働きかけや調整を実施することにより、パートナーや子どもの病状説明、入退院の手続等の際、家族としての対応が可能としています。

医療の観点から、ファミリーシップ制度の意義についての医療行政を所管する道の認識を伺います。

次に、養育費について、法務省は、養育費の不払いの解消は、子どもの健全な成長や子どもの未来のために重要な課題としています。

しかし、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課によると、養育費の受給率は、母子家庭で、平成28年度で僅か24%にとどまっています。

明石市では、受け取れていない養育費を市が立て替える明石市こどもの養育費緊急支援事業を実施していますが、道でも同様の事業の検討をできないでしょうか、お伺いします。

次に、選ばれる北海道について、昨年、LGBTQにフレンドリーな不動産会社の運営をされている方のセミナーの中で、同性カップルが移住先を選ぶ条件として最も重要視するのは、家賃や間取りよりも、自治体にパートナーシップ制度があるかとのことでした。

パートナーシップ制度は、選ばれる北海道にもつながると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

アドベンチャートラベルは、欧米の富裕層をターゲットとして想定しているわけですが、そのような方々は人権にも関心があると思います。

観光地として選ばれる北海道であるために、このたび改正される人権施策推進基本方針は、北海道が人権尊重に十分配慮した魅力ある目的地として認識されることにより、アドベンチャートラベルの推進にもつながっていくと考えますが、道の認識をお伺いします。

次に、フードデリバリーサービスに関する交通安全について、フードデリバリーサービスが昨年から急速に普及してまいりました。

配達の前自転車やバイクをまちなかでよく見かけるようになりましたが、例えば、路上駐車をしている車を避けるために車道に大きく出てくるなど、危険な状況も見受けられます。

フードデリバリーサービスなど、自転車の利用者の安全確保にどのように取り組むのか、警察本部長にお伺いします。

次に、道立病院局における性的マイノリティーに関する諸課題についてであります。医療機関を受診する患者の中にも性的マイノリティーが一定の割合にいるという前提に立ち、道立病院局で使用している問診票について、性別を回答させないなど、その方々に配慮した内容に見直す必要があるものと考えますが、所見を伺います。

道立病院局でも性的マイノリティーに関する研修を行っていることと承知していますが、LGBTとは何かといった通り一遍のことではなく、当事者団体から病院での困り事について意見を伺い、どのように対応するかについて院内で検討し、共有していただきたいと思っております。所見を伺

います。

北海道人権施策推進基本方針が18年ぶりに見直されることとなりました。

前日委員会では指摘にとどめましたが、5年もたてば社会の状況は変化し、新しい課題も出てきます。定期的に見直すことを明記していただけないでしょうか、所見をお伺いします。

基本方針が見直されると、その内容は、環境生活部以外の部局の所管の方針や計画などへも反映されることとなります。庁内でも人権の重要性に対する認識に温度差がある中、全庁横断的に取り組むのは容易ではないと思います。

人権の重要性について、全庁に理解を進めるためにどのように取り組んでいくのか、伺います。

最後に、パートナーシップ制度について、昨年の第3回定例会で、「取組の前提として、多様な性的指向や性自認に対する理解をはじめ、人権に対する認識を道民一人一人に深めていただくことが何よりも重要」と答弁されています。

どの程度深まったらパートナーシップ制度を検討するのか、明確な基準を数値でお示しください。そして、そのためのアンケート調査を行っていただけないでしょうか、所見をお伺いします。

なぜ、パートナーシップ制度の導入について見解をお答えいただけないのか、どういう段階になったらお答えいただけるのかという質問への答弁には、質問の答えに当たる部分が見当たりませんでした。

パートナーシップ制度についての議論を論理的な点から進めるのは難しいのではないかと、私自身は感じています。

反対の立場からの意見は、どれも根拠や合理性に欠けています。

代表的なものに少子化への懸念などがありますが、昨年の環境生活委員会では、パートナーシップとの関連は承知していないとの答弁でした。

立場上、あるいは、理解啓発、慎重という言葉で実質的に反対せざるを得ないという方もいらっしゃるでしょうし、感情的に受け入れられないという方もいるでしょう。そういった方々には、社会的、経済的に強い影響力を持った方もいらっしゃいます。知事から発せられる不自然にかみ合わない答弁の訳が、ここにあるのかもしれませんが。

そこで、反対する方々との対話の場を設け、思いを語っていただくことが解決につながる第一歩になるのではないかと考えました。対話の場の設定を求めます。知事の所見をお伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 知事鈴木直道さん。

○知事鈴木直道君（登壇） 渕上議員の質問にお答えをいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症に関し、まず、ワクチン接種等についてであります。国では、昨年12月に予防接種法を改正し、ワクチン接種を国民の努力義務と規定し、接種については、その安全性や有効性などの情報を参考としながら、国民一人一人が判断をすることとされて

おります。

また、改正法に関する附帯決議においても、接種が国民自らの意思に委ねられることや、接種していない方への差別や、職場、学校等での不利益な取扱いは許されないことについて、周知徹底することとされたところであります。

こうした中、道では、接種をしない方に対する差別などといった心ない行為は、決して許されるものではないとの考えのもと、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用して、ワクチンやその接種等に係る不利益な取扱いに関する国の考えも含めた情報を分かりやすく丁寧に発信してまいりたいと考えております。

次に、事業者の皆様への支援についてであります。道では、昨年の秋から、感染症の再拡大に伴い、時短営業や往来・外出自粛などの対策を講じておりまして、時短対象の飲食店ばかりではなく、全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいるものと認識をしています。

このため、売上げが大きく減少している事業者の皆様の感染防止に向けたこれまでの協力に対する支援として、道独自の支援金制度を創設し、国の一時支援金等を参考にしながら、道議会での御議論も踏まえ、現在、早急に制度の詳細について検討を進めているところでございます。

道としては、本制度を通じて、時短に御協力いただいた飲食店の取引先や往来・外出自粛の影響を受けた事業者の方々など、厳しい経営環境にある事業者の皆様に支援が広く行き届くよう取り組んでまいります。

次に、成年後見制度の利用促進についてであります。国が設置する成年後見制度利用促進専門家会議による中間検証報告書では、後見人等による権限の乱用などといった不正防止の徹底を図りますとともに、利用しやすさの調和を図り、安心して制度を利用できる環境を整備していく必要があるといたしまして、今後は、財産の保全という側面のみが重視されることのないよう、本人のために財産を積極的に活用する考え方について、後見人等の理解を広げていくことが必要であるとされております。

道としては、この報告書を踏まえた今後の国の動向を注視しながら、必要な情報について、市町村や関係団体などを通じ、周知をいたしますとともに、北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議の場を活用いたしまして、先進事例などを収集しながら、成年後見制度の利用促進に向け、取り組んでまいります。

次に、農福連携の取組についてであります。農福連携の取組を一層推進するためには、農業者側は、障がい特性など、障がいのある方への理解を深め、障がい者就労施設側は、農業をする上での必要な知識や経験を積み重ねることが必要でありまして、双方をつなぐコーディネーターの役割も重要であるとと考えております。

このため、道では、令和元年度から、障がい者就労施設等における農作業の施設外就労について、障がい者の方々や農業団体と精通しているコーディネーターによる農業生産者とのマッチングを支援いたしますとともに、本年度からは、農業に関する十分なノウハウを有していないこれらの施設等に対して、農業の専門家を派遣するなど、農業技術の指導や助言を実施してきたとこ

るであります。

今後とも、こうしたマッチング支援を進めるなどして、障がいがあっても生き生きと働くことのできる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、性的虐待に係る保護者への指導などについてであります。家庭内における性的虐待は、外見に現れにくく、子どもが否認することが多いなど、発見が難しいことから、社会全体が性的虐待を根絶するという強い気持ちを共有して、子どもからの救いを求めるサインを見落とさない環境を整えるとともに、発生時には、道警察との緊密な連携のもとで、子どもの安全確保や保護者への指導が再発防止に不可欠であると認識をしています。

このため、道では、住民の気づきと関係機関への速やかな通報に御協力をいただくため、性的虐待の事例紹介や所管窓口の周知徹底を図りますほか、引き続き、道警察との合同会議や道内の虐待事案の全件共有、さらには市町村支援など、あらゆる機会を通じて連携を徹底してまいります。

また、家庭内の性暴力に関する通報や通告を受けた場合は、道警察と児童相談所が速やかな情報共有のもとで、加害者には警察、子どもやその他の同居家族には児相という役割分担によりまして、法に基づく措置を含めた対応を行うことで、重大な権利侵害である性犯罪被害から子どもたちを守っていく考えであります。

次に、幼少期における性的虐待の防止についてであります。性的虐待の未然防止や早期発見を図る上でも、人格形成の基礎が培われる幼児期において身につけるべき基本的な生活習慣やコミュニケーション能力など、適切な教育を提供することは重要であると認識しています。

このため、道では、幼稚園教諭などの保育者に対し、子どもが家庭で不快なことをされた場合に、身近な大人に話すなど、年齢に応じて身につけてほしい能力を育むことや、常に権利侵害の視点を持って、子どもの言動を注意深く観察し、虐待の兆候や生活上のリスクを察知した場合には、速やかに要保護児童対策地域協議会や医療機関などの関係者で情報を共有することなどを徹底していただくため、教育部局と連携のもと、幼児教育振興基本方針に基づく研修に、専門機関である児童相談所職員が積極的に参画し、幼児教育施設における虐待対応の向上を図るなど、幼少期の性的虐待の防止に取り組んでまいります。

次に、養育費についてであります。明石市の取組は、独り親家庭の子どもに対する経済的な支援の面からは評価ができるものの、本来、私法上の権利義務である養育費を行政が立て替えることなど、様々な課題がありまして、直ちに事業化をすることは難しいと考えております。

現在、国では、法務省と厚生労働省が連携をし、明石市の取組などを含めた養育費の未払い解消に向けた方策を検討しているものと承知しております。

離婚の際に取り決めた養育費の受渡しが適切に行われることは、独り親家庭の子どもが成長していく過程において、経済面のみならず、精神面でも大きな支えとなり得ることから、道としても大変重要なことであると認識しております。

今後とも、こうした国の動きを注視し、適切に対応いたしますとともに、各振興局の母子・父

子自立支援員による手続方法などのアドバイスや、弁護士による専門相談を紹介するなどして、離婚に際しての養育費の取決めや円滑な支払いの履行を支援してまいります。

最後に、人権施策の推進についてであります。道では、道政のあらゆる分野で、人権尊重の視点に立った施策の推進と道民の皆様の人権意識の醸成、高揚を図るため、私を本部長といたします北海道人権施策推進本部を設置しており、今般の方針の見直しに至る関係施策の点検等の実施については、この本部において指示をしたものでございます。

今般の基本方針の見直しに当たっても、今後、人権施策推進本部を通じて、その趣旨や必要な対応について庁内全体で共有をし、道の計画等に人権尊重という基本理念を反映させるなど、密接な庁内連携のもと、人権教育や啓発などの施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 経済部長山岡庸邦さん。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）初めに、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についてであります。この制度は、国が昨年7月に創設したものであり、感染症の影響により、休業となりながら休業手当を受けることができなかった労働者を対象としております。

申請に当たりましては、労働者が事業者の確認を受けることとなりますが、仮に協力を得られない場合にあっても、直接国に申請することが可能となっております。

道では、これまでも、この制度の活用促進に向け、国に対し、申請に関するサポート体制の整備を求めるほか、道といたしましても、経済団体をはじめ、金融機関や大学などにリーフレットを配付し、制度の周知を図りますとともに、経済・業界団体を通じて、事業者の皆様に対し、休業手当など労働関係法令の遵守や、労働者が申請したことによる解雇などの不利益が生じることがないように、繰り返し協力を求めてきたところであり、今後とも、国や関係団体などと連携し、一人でも多くの方が受給できますよう周知に取り組んでまいります。

次に、休業支援金・給付金の活用促進についてであります。道では、この制度が改正される都度、国と協力し、ホームページはもとより、経済・業界団体や労働団体、大学、金融機関、市町村などに、その内容を幅広く周知しておりますほか、労使双方からの休業などに関する労働相談におきまして、必要な情報を提供しております。

また、全国知事会と連携し、国に対して、女性や学生などの非正規労働者に、制度の活用に向けた周知徹底について求めているところであり、今後とも、本制度の正しい理解と活用が進みますよう努めてまいります。

最後に、「新北海道スタイル」についてであります。感染拡大防止と社会経済への影響の最小化を図る「新北海道スタイル」の普及定着を進めていくためには、道民の皆様や事業者の方々の御理解と御協力が重要と考えているところでございます。

このため、道では、これまで、感染症対策に取り組む事業者の皆様に対して、国の制度と連携した設備、備品の導入支援や、「新北海道スタイル」の実践を要件として支援金の支給を行って

きたところであり、このたび、時短や外出自粛などにより厳しい経営環境にある、感染拡大防止に御協力いただいた事業者の皆様を対象に、新たな支援金を支給することといたしました。

道といたしましては、様々な広報媒体を通じて、「北海道スタイル」の実践事業者の方々を広く紹介し、道民の皆様にご利用を促すなど、今後とも引き続き、道民の皆様と事業者の方々の御理解と御協力をいただき、限られた財源を効果的に活用しながら、「北海道スタイル」の普及定着に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 保健福祉部長三瓶徹さん。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇） まず、新型コロナウイルス感染症対策に関する諸課題に関し、ゲノム解析についてでございますが、道では、感染症の拡大防止対策といたしまして、患者の積極的疫学調査から得られた発症状況、行動履歴、接触者などの情報を基に、感染経路や濃厚接触者を特定し、いち早く必要な措置を講じているところでございます。

一方、病原体のゲノム解析による調査方法は、患者それぞれから分離された病原体の遺伝子配列の共通性を基に、感染のリンクを確認することができることから、感染状況をより客観的に評価するものとして有効であると認識してございます。

このため、道では、道立衛生研究所に次世代シーケンサーを導入いたしまして、病原体のゲノム解析を実施する体制を整備したところであり、現在、感染状況の確認や変異株の検査に積極的に活用するとともに、国立感染症研究所が行います本ウイルスのゲノム分析疫学調査に協力をしているところでございます。

次に、成年後見制度に関し、成年後見制度の利用についてでございますが、認知症や障がいのある方が地域で安心して生活を継続していくためには、財産管理だけではなく、意思決定への支援や、高齢者向け施設等への入退去などの手続に係る代理契約などの身上保護の側面も重視しており、成年後見制度の利用促進が求められているものと認識してございます。

しかしながら、この制度の運用に当たりましては、国の成年後見制度利用促進専門家会議から、利用者が制度を利用するメリットを実感できていないことや、後見人への支援が不十分などの指摘がされておまして、道といたしましては、制度の活用を広げる観点からも、裁判所や弁護士会、社会福祉士会などが参画しております連絡調整会議の場などを活用し、利用者や家族の声を伺うとともに、市町村を通じ、権利擁護支援の地域連携ネットワークに改善策の情報提供を行うなどしまして、制度の利用促進に向け、取り組んでまいります。

次に、信託法を利用した財産管理についてでございますが、この制度は、信託契約により家族などが受託者となりまして、認知症や障がいのある方の財産の管理、運用、処分を目的の範囲内で自由に行うことができるものでございまして、成年後見制度への移行前での活用や併用による補完機能もあるものと認識してございます。

このため、道では、成年後見制度の利用を考えている方が財産管理の柔軟性を求める場合には、保健、医療、福祉、法律の専門団体で構成いたします市町村の地域連携ネットワークにおき

まして、弁護士や司法書士など専門職から、信託法を利用した財産管理の利用などについて専門的助言が受けられるよう、相談支援体制づくりを進めておりまして、今後も、これらの取組を通じるなどして、信託法の活用方法についても、利用者や家族がメリットを実感できるよう情報提供に努めてまいります。

次に、農福連携についてでございますが、令和元年度に北海道障がい者就労支援センターが道内の障がい者就労施設等に対しまして実施した、施設外就労に関する意識調査におきまして、施設外就労をしていない理由としては、燃料費がかさむなどといった送迎環境が整わないことや、既存作業で余裕がないことなどが課題として挙げられております。

このため、道では、障がい福祉サービスの報酬算定に当たり、事業所と居宅との間の送迎を原則とする送迎加算の対象を事業所から施設外就労先への送迎も対象とするなど、実態を踏まえた報酬制度となるよう、引き続き国に対し要望するなどし、今後も、農福連携を推進し、関係団体と連携を図りながら、障がい者の就労支援に取り組んでまいります。

最後に、医療機関における入退院手続などについてでございますが、医療機関においては、患者の知る権利や自己決定権が重視されておりまして、病状説明や手術などの際には、患者や家族に対する十分な説明が必要とされております。

こうした中、医療現場では、病状説明や入退院の手続などの際、法的な近親者が身近にいない患者への対応などに苦慮している場合もあると承知してございますが、その場合には、代理人等を事前を選任しておくことなどが国のガイドラインで示されており、ファミリーシップ制度も、医療機関において、その子どもを家族として認めるかどうかを判断する際の一助になるものと考えております。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 建設部建築企画監長浜光弘さん。

○建設部建築企画監長浜光弘君（登壇）初めに、宅地建物取引士の法定講習についてでございますが、宅地建物取引士は、自己研さんと社会的信用の保持に努めることにより、消費者の皆様からの期待と信頼に応えていくことが求められております。

業界団体が国の要領に基づき実施いたします法定講習は、限られた時間で、コンプライアンスの徹底や、高度化、多様化する消費者ニーズ等に対応した実践的な知識などを内容として実施されているものと承知しておりまして、今後一層、講習の効果を高めるよう、団体に働きかけてまいります。

次に、住宅セーフティネット制度の周知についてでございますが、道では、これまで、関係団体が主催します宅地建物取引業者を対象とした研修会におきまして、高齢者や障がい者、LGBTの方々などの入居を拒まない賃貸住宅の登録や、入居の支援などを行う住宅セーフティネット制度について説明するとともに、各振興局や関係団体の窓口において、制度を紹介するパンフレットやチラシを配布し、周知を図っているところでございます。

道といたしましては、今後も引き続き、研修会や法定講習など、様々な機会において制度の周

知を図り、セーフティネット住宅の登録を促進し、道民の皆様の安全、安心な居住の確保に取り組んでまいります。

最後に、賃貸住宅退去時のトラブル防止などについてでございますが、道では、本庁及び各振興局に相談窓口を設けるとともに、特に相談が多い石狩振興局には、専門の職員を配置し、退去時の原状回復をはじめ、不動産取引の全般にわたる問合せに対応しているほか、不動産関係団体の協力も得ながら、相談者に「原状回復のてびき」を配付するなど、トラブルを未然に防止するよう、普及啓発に努めているところでございます。

また、今後、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に基づき、管理業務を行う事業者の登録制度の施行が予定されており、道といたしましては、制度の詳細などを注視するとともに、関係機関や団体と連携し、地域にお住まいの方々からの民間賃貸住宅に関する様々な問合せに対し、きめ細やかに対応してまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総合政策部地域振興監佐々木徹さん。

○総合政策部地域振興監佐々木徹君（登壇） まず、地域づくり総合交付金についてでございますが、この交付金は、地域振興条例に基づき、地域の創意と主体性を生かした取組を支援する仕組みでございまして、市町村や地域づくりに関わる団体が様々な地域の課題解決や活性化といった取組を進められますよう、平成22年度から活用いただいている制度でございます。

毎年度、地域が直面する新たな課題に柔軟に対応できますよう、制度の見直し等を行っているため、事業告示までに期間を要する傾向にありまして、各振興局におきましては、前年度から、市町村や団体の要望の把握に努め、申請の準備をしていただいた上で、事業告示後、速やかに手続していただけるよう働きかけをしております。

道といたしましても、市町村などからの早期の交付要望に応えられますよう、でき得る限り速やかに交付金の事務を執行し、地域課題の解決などの取組に活用しやすい支援策となるよう、不断の点検、見直しに努めてまいります。

次に、制度の周知等についてでございますが、地域づくり総合交付金の活用を検討する市町村や団体に対しましては、各振興局が、その事業目的や地域の実情を踏まえ、効果的な事業の組立て等、必要な助言を行うとともに、事務手続の方法についても説明を行っているところでございます。

今後とも、この交付金を効果的に活用していただけるよう、迅速、丁寧な対応に努めるとともに、事務の流れや申請に必要な様式の一覧とその記載例をあらかじめ配付するなどして、地域づくり団体の方々に交付金の手続をより分かりやすく知っていただくよう取り組んでまいります。

次に、選ばれる北海道に関しまして、移住促進についてでございますが、全国を上回るスピードで進行する本道の人口減少下におきまして、各市町村では、地域の魅力をはじめ、独自の就業支援や医療・住宅支援などの様々な施策をPRして、移住促進に取り組んでいるところでござい

ます。

道民が互いに個性や人格を尊重しながら、共に生きる共生社会の理念のもとで、地域に人を呼び込み、迎え入れていくためには、市町村が、関係人口の創出、拡大や、子育て支援などの取組に加えまして、パートナーシップ制度といった自治体の魅力にもつながる制度を打ち出していくことも重要であると認識しておりまして、道といたしましては、道内各地のこうした制度や取組を積極的に情報発信するなど、支援してまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 経済部観光振興監大内隆寛さん。

○経済部観光振興監大内隆寛君（登壇）アドベンチャートラベルにおける人権尊重についてでございますが、人権施策は、アドベンチャートラベルを含む観光施策の推進に当たっても有意義なものであり、様々な点において留意していく必要があると認識しております。

また、アドベンチャートラベルを世界的に推進している団体では、ツアーを実施するガイドが守るべき規範といたしまして、旅行者のみならず、その旅行を受け入れる現地の関係者を含めた全ての参加者の人権を尊重することを求めているところでございます。

道といたしましては、この秋に開催を予定しておりますアドベンチャートラベル・ワールドサミットを契機といたしまして、人権の尊重はもとより、ツアーガイド規範も踏まえながら、アドベンチャートラベルの一層の推進に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 環境生活部長築地原康志さん。

○環境生活部長築地原康志君（登壇）初めに、北海道人権施策推進基本方針の点検等についてでございますが、基本方針は、中長期的な視点に立って、道の人権施策の方向性を示すものでありますことから、このたびの基本方針の改正素案では、人権を取り巻く社会環境の変化、国連や国の動向などを踏まえ、定期的に点検や見直しを行うこととしており、今後、そうした動向の変化等を的確に捉え、適時適切に点検を行い、見直しなどの必要性について検討してまいる考えでございます。

次に、パートナーシップ制度についてでございますが、道といたしましては、この制度を導入あるいは導入を検討する背景として、本質的な課題である道民の皆様の多様な性的指向や性自認に対する理解を深めていただくことが重要であると考えております。

道民の皆様の理解の深まりにつきましては、単純に数値として表せるものではなく、また、現在だけではなく、将来にわたって取り組まなければならないものと考えており、引き続き、人権週間におけるパネル展等の実施に併せまして、道民の皆様の性的マイノリティーをはじめとする人権問題への関心度合いなどに関し調査いたしますほか、市町村のパートナーシップ制度の導入意向などの調査を実施するなど、市町村や関係機関・団体等と連携をしながら、人権教育や啓発を推進してまいります。

最後に、性的マイノリティーに関する取組についてでございますが、昨年実施をいたしました

道民意識調査では、人権や差別問題について関心があることといたしまして、複数回答を尋ねた結果、性的マイノリティーと回答した方は19%と、約5人に1人となっております。

道といたしましては、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることがなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について、多くの道民の皆様に認識をし、理解を深めていただく取組を進める中で、様々な御意見を伺いながら、さらなる教育、啓発に努めてまいり考えてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 病院事業管理者鈴木信寛さん。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇） 渕上議員の御質問にお答えをいたします。

道立病院における性的マイノリティーに関する諸課題に関し、性的マイノリティーの方に対応した病院づくりについてであります。性的マイノリティーの方々には、医療者側の誤解や偏見、認識不足を恐れ、医療機関の受診をためらわれる方がいらっしゃるものと認識しております。

これまで、道立病院では、受診されている方々から、御意見箱や満足度調査を通じて病院に対する意見を伺ってきている中、性的マイノリティーであることを理由に受診されていない方の思いを酌み取る場面はございませんでした。

このため、道立病院局といたしましては、今後、当事者の方々から、利用しやすい医療機関の環境などについての御意見を伺う機会を設けるとともに、そうした意見を集約し、各病院の院内研修で紹介や啓発を行うなど、病院職員の理解や認識を一層深め、性的マイノリティーの方々に安心して受診していただけるよう努めてまいります。

なお、道立病院受診時の問診票に関わる御質問につきましては、部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 道立病院部長栗井是臣さん。

○道立病院部長栗井是臣君（登壇） 性的マイノリティーに関し、道立病院受診時の問診票についてでございますが、問診票は、性的マイノリティーの方々を含め、全ての患者に抵抗感や苦痛などを感じることなく記載いただけることが重要と認識しております。

このため、今般、道立病院で使用している問診票を全ての診療科で確認したところ、江差病院と羽幌病院の泌尿器科において性別に関する項目が認められたことから、性別を問う項目を削除することなどとしたところでございます。

道立病院局といたしましては、多様な価値観や互いの個性、人格が尊重されるよう、今後とも、患者問診票の改善について、診療上の必要性を十分に踏まえつつ柔軟に対応し、受診に当たっての心理的ハードルが解消され、全ての患者が安心して道立病院を受診できるよう、環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 教育長小玉俊宏さん。

○教育長小玉俊宏君（登壇） 渕上議員の御質問にお答えいたします。

幼少期における性被害の防止についてであります。感情や言葉による表現が確立していない幼少期におきまして、自分でも気づかないまま性的犯罪の被害を受けるということは、決してあってはならないことであり、保育等が行われる各幼児教育施設においては、幼児の小さなサインを見逃さず、性犯罪を含む虐待に気づいた場合には、ためらわず、迅速に対処することが重要であります。

このため、道教委では、保育者や市町村職員を対象として、児童相談所の職員を講師とし、性的虐待等が疑われる幼児の発するサイン、具体的な言葉がけの仕方、実際に虐待を発見した場合の対応などに関する研修を行い、早期発見、早期対応に向けた支援を行っているところであります。

今後とも、命を尊重するとともに、プライベートゾーンのことを理解したり、相手の心と体を大切にすること、嫌なことをされたら助けを求めることなどについて理解できる保育がしっかりと根づくよう、知事部局や関係機関と連携をし、幼児を性被害から守る取組の一層の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 警察本部長小島裕史さん。

○警察本部長小島裕史君（登壇） 渕上議員の御質問にお答えをいたします。

自転車利用者の安全確保についてであります。道警察では、関係機関・団体と連携し、児童生徒を含め、広く自転車利用者に対し安全教育を実施しているほか、違反行為に対しては指導警告を行うとともに、再三の指導警告に従わない悪質な違反者に対しては検挙措置を講じているところであります。

また、フードデリバリーサービスを行う事業者に対しては、ルール遵守とマナー向上について書簡により申入れを行ったほか、事業者と配達員を対象とした交通安全講習や、札幌市内における啓発活動などにも取り組んでいるところであります。

道警察といたしましては、引き続き、街頭での指導取締りを実施するとともに、関係機関・団体と連携した交通安全教育や広報啓発活動を推進するほか、通行の支障となる迷惑性の高い路上駐車についても適切に対応し、自転車利用者の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 渕上綾子さん。

○19番渕上綾子君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ御答弁いただきましたが、以下、指摘を交え、再質問したいと思います。

休業支援金の改善について、直接国に申請できるという答弁でしたが、申請はできますが、給付に至るかは、また別な話です。

事業者を確認するというステップが大きなハードルになっているのではないかと思います。事

業者を通さずに給付を受けることができるようにすれば、不正受給の可能性は出てくるとは思いますが、まずは、必要な人に給付をするということが最重要なのではないかと思えます。

事業者を通さずに給付を受けることができるように、国に改善を求めていただきたいということを申し上げ、指摘とさせていただきます。

事業者への支援ですが、質問で申し上げた、開業当初から打撃を受けている事業者はもとより、もともと営業時間が午後10時以前までの飲食店も大きな打撃を受けています。

国の制度設計にかかわらず、ここはどうか支援をお願いしたいと思えます。

時短要請の影響は、飲食店の仕入れ業者のほか、接待を伴う飲食店に従事する個人事業主や美容室、花屋、ドライバーなど、広範囲に及びます。このような事業者からの御意見を、ぜひ対象範囲に反映させていただきたいということを申し上げ、指摘とさせていただきます。

「新北海道スタイル」の取組に関し、道が求めておいて何も措置しないのは、あまりにも酷です。

限られた予算の中で検討していくのは容易ではないと思えますが、時期を逸することなく、今後の補正予算の中での新設も視野に入れて、検討していただきたいと思えます。

ゲノム解析は、時間がかかるため、多数の解析を行うのは困難ではありますが、新規感染者数を一定程度に抑え込むことができれば、ゲノム解析で感染経路不明を大幅に減らすことも可能になってくると思えます。

海外では、短時間で解析することを可能にしている事例もありますので、ぜひ取り入れていただきたいということを申し上げ、指摘とさせていただきます。

賃貸住宅退去時のトラブルについてですが、退去者に対して、高圧的な態度で、明細も出さずに不当に請求するような悪質な事業者に対しては、厳正に対応していただくよう求めます。

また、賃貸住宅退去時のトラブルについて、相談窓口を設置しているとのことですが、インターネットで、北海道、退去時、相談窓口で検索しても出てきません。道のホームページ上で、退去時、トラブルで検索しても、出てくるのは外部の相談窓口だけで、道の相談窓口は見当たりません。これでは窓口を見つけるのは困難です。改善を求めます。

また、道の担当者でさえ窓口の存在を知らないという状況ですので、大代表に電話して、退去時のトラブル相談と言えど担当につながるようにすることをお願い申し上げ、指摘とします。

農福連携のコーディネーターの重要性について認識が示されましたが、実際にコーディネーターをされている方の人数はごく僅かというのが現状です。

私としては、近い将来に農福連携が一つのビジネスモデルとして幅広く普及しているというところを目指したいのですが、保健福祉部の方、農政部の方も思いは同じだと思います。ですので、農福連携の未来像を描いていただき、いつまでに、どんなことを達成するのか、ロードマップを示していただきたいと思えます。

次回の質問とさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

性被害に気づくための幼児期からの教育についてですが、私自身も、大人になってからです

が、上司の脅迫により、その客と強制性交させられるという被害に遭ったことがあります。

当時、これは仕事として乗り越えなければいけないものだと思っていて、犯罪だと認識するのに5年以上かかりました。大人になっても被害だと認識するのは困難ですので、子どもはなおさらだと思います。

幼児期から教育するのは、過度に人を怖がるようになるのではないかという懸念はあると承知はしていますが、だからやらないというのではなく、懸念されることをどのようにしてなくしていくかというスタンスで取り組んでいただきたいということを申し上げ、指摘とします。

人権施策推進基本方針の定期的な見直しについてですが、議会提案時には、具体的に、例えば、5年ごとに見直すというような文言を入れていただくようお願い申し上げます。

パートナーシップ制度についてですが、どの程度理解が深まったかについて、基準もなく、延々と理解を深めるだけで、パートナーシップ制度は導入しないということにもなりかねないわけで、これでは全くフェアではありません。

理解啓発だけではなく、パートナーシップ制度について、きちんと幅広く道民の皆様からアンケートを取るなどして、意見を伺う必要があると思いますが、そのことを指摘します。

対話の場についてですが、私は、パートナーシップ制度に反対する方との対話の場をつくってほしいとお願いしたのですが、答弁の中にあつた御意見を伺うというのは、これまでも人権施策推進懇談会でも有識者から伺っているわけですし、結局、これも、最後には、また理解啓発という話になっています。

対話の場も、アンケート調査についての答弁をいただきましたが、私にも、傍聴席やインターネットで御覧になっているパートナーシップ制度を切望している方にも、歯がゆさが残る答弁がありました。

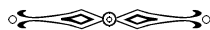
しかし、このような質問の積み重ねが、将来、必ず、知事からのパートナーシップ制度の導入を検討しますという答弁につながることを信じています。なので、それまで、毎回、パートナーシップ制度の質問をしますので、よろしくお付き合い願います。

以上で私からの質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 淵上綾子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩



午後3時21分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

加藤貴弘君。

○38番加藤貴弘君（登壇・拍手）（発言する者あり） 通告に従い、順次質問をまいります。

まず初めに、道産食品の輸出拡大についてであります。

2020年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食品の輸出環境をめぐる情勢は大きく変化し、海外においても、外出自粛などにより外食産業が落ち込む一方で、いわゆる巣籠もり需要と言われる、家庭で調理して食事をする内食や、総菜や弁当など調理済みのものを購入して食事をする中食の人气が高まっていると承知しております。

一方、国においては、我が国で生産された農林水産物、食品の輸出の促進を図るため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律——輸出促進法が昨年4月に施行され、11月には、農林水産物・食品の輸出実行戦略を関係閣僚会議で決定し、牛肉や米、ホタテガイなど27品目を輸出重点品目とし、具体的なターゲット国・地域と目標を設定されました。

道でも北海道食の輸出拡大戦略を2018年に策定し、本道の地域経済を支える基幹産業である食品産業のさらなる振興の柱として、引き続き、北海道における食の輸出拡大を推進する必要があると考えます。

2020年の道産食品の輸出についてはどのような状況で、コロナ禍によりどのような影響を受けたのか、また、輸出額の増減理由も併せて伺います。

コロナ禍において、情勢の変化に対応するため、新たな取組が必要と考えますが、道は、今後どのように輸出拡大に向けた取組を進めていくのか、伺います。

次に、eスポーツを通じた本道経済の活性化について伺います。

近年、本道においては、eスポーツのプロチームや高校での部活動の発足のほか、今年に入ってから、旭川に5G通信を活用したeスポーツ競技場のオープン、札幌では専用の設備を備えたホテルも誕生し、先月には、道内外の多くの企業が参加する北海道eスポーツフェスティバルが開催されるなど、大きな盛り上がりを見せております。

民間企業の調査によると、国内のeスポーツの市場規模は、2019年で61億円と推計されており、2022年には100億円に達すると予測をされております。

eスポーツには、パソコン、通信機器などのゲーム産業のみならず、大会開催に伴う広告、放映権などの興行面、飲食、宿泊などの観光面など、周辺産業への経済効果が大きく、今後の成長分野としてさらに拡大していくものと考えられます。

また、eスポーツは、年齢や性別を問わず、さらに、障がいのある方もプレーできるなど、高齢者や障がい者の社会参加の舞台になりつつあります。

札幌市西区にある北海道医療センターでは、作業療法士の方が、軽い力でボタンが押せるようコントローラーを改良するなどして、筋ジストロフィーなど神経筋疾患系の患者さんがゲームを通じて新しいコミュニティーができるようになるなど、今までできないと諦めていたものが、eスポーツを通じて、できることが増えたり、生きがいとなっている方もいらっしゃるとうっています。

eスポーツがスポーツか否かといった議論、また、ゲームによっては暴力性のあるものや、ゲーム依存症の問題など、青少年への影響などが議論となっていることは承知しておりますが、実際に道内でも多くの方々がeスポーツを楽しんでいる現状にあるのもまた事実であり、国際オリ

ンピック委員会——I O Cも、バーチャルスポーツを国際競技連盟と協力して五輪のプログラムに追加することを検討するとの報道もされている現状を踏まえ、I T産業の振興や大会誘致による誘客など、拡大していくことが見込まれる市場を全国に先立って取り込むことで、裾野の広い地域活性化につなげること、そして、障がい者や高齢者の方々の社会参画の機会を増やすことなど、道として、広がりを見せるeスポーツに今後どのように取り組んでいくのか、考えをお伺いいたします。

次に、男性職員の育児への参加についてであります。

先般、国は、令和元年度の男性国家公務員の育児休業取得率が16.4%となり、平成16年度の調査開始以来、過去最高の取得率となったことを発表いたしました。

一方で、男性地方公務員の育児休業取得率は8%と、国との比較では低い水準となっております。

道において昨年度末に策定された新たな北海道特定事業主行動計画では、全ての職員が安心して働き続けることができる職場環境を目指すことを視点に見直しが行われており、この中で、男性職員の育児休業取得率の引上げや、子育てしやすい勤務環境の整備に取り組んでいるものと承知をしております。

しかしながら、昨年公表された令和元年度の道職員の育児休業の取得率は、女性職員が100%であるのに対し、男性職員は8.1%にとどまっている状況であります。これは、子育ての負担がまだまだ女性に偏っていることの表れだというふうにも考えます。

取得率を上げていくことはもちろん重要であります。そもそも育児休業を取得したいと考える者が、職場の事情などで休むことができないということがないようにしていくことも重要であります。

男性の育児参加が求められる中、男性職員が育児のために休暇や休業を取得することは、子育てに関わる契機として重要であり、また、女性のさらなる活躍の実現にもつながるものと思えます。知事は、男性職員の育児休業の現状についてどのように認識をしているのか、伺います。

道においては、これまでも男性職員の育児休業取得に向けた取組を進めてきていると思えますが、それでもなお、男性の育児休業の取得が進んでいない状況にあります。

これまでに育児休業を経験した職員をロールモデルとして、これから子育てを迎える職員の理解が深まるような工夫した取組などに加え、知事自らが職員に対してメッセージを発信していくといったことも必要と考えますが、今後、男性の育児休業取得の促進を図る上で、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、道政の情報発信について伺います。

近年、世の中の出来事や動きを入手する方法として、テレビや新聞などのマスメディアに加えて、インターネットからの入手が増えており、情報の入手方法が多様化をしております。

特に、ソーシャルメディアの普及によって、その種類も増えており、ソーシャルメディアの利用は、利用率、利用時間ともに、ほかの年代よりも10代と20代の若年層が著しく高く、フェイス

ブックやツイッターに加えて、メッセージアプリや動画アプリも広く普及し、利用が増え続けております。

道政の情報発信においても、こうした環境変化に対応し、新しい動きを積極的に取り入れていく必要があると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、知事は、道民に対するメッセージを、記者会見など様々な機会を通じて発信しておりますが、時間や紙面の制限があり、道の伝えたい情報や知事の思いが伝わっているわけではないと思います。

道民の共感を得ながら行動を促していくためには、道自らがソーシャルメディアをより積極的に活用しながら、幅広い世代に情報を伝える必要があると考えます。

こうした情報を取り巻く環境の変化を踏まえ、道政情報を充実させていく必要があると考えますが、知事の認識と、ソーシャルメディアを活用した情報発信にどのように取り組む考えか、お伺いをいたします。

次に、マイナンバーカードの普及拡大について伺います。

国では、社会のデジタル化を加速させていくため、マイナンバーカードの普及拡大を進めております。

マイナンバーカードは、健康保険証としての利用が試験的に始まるなど、安全、安心で利便性の高いデジタル社会が進んでいくと考えます。

現在、道が取組を進めている北海道Society5.0を実現する上で、重要なツールと考えますが、道内におけるマイナンバーカードの交付率は、令和3年2月末現在で23%にとどまっており、全国平均の25.1%を下回っている状況にあります。

マイナンバーカードの一層の普及拡大に向け、カードの利便性を広く道民に周知していくことが必要と考えますが、道は、マイナンバーカードの役割、必要性をどのように認識しているのか、また、カードの普及拡大に向け、今後、目標を設定し、具体的な取組を進めるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

道内では、この1年間で新型コロナウイルスの感染拡大の波が3回も来ており、昨年11月上旬から生じた第3波においては、入院調整の厳しい時期もあったと承知をしております。

先月から医療従事者を対象としたワクチン接種も始まりましたが、全ての道民が接種するまでには相当の期間を要すると考えられ、新型コロナウイルスへの対応はまだまだ続くものと考えざるを得ない状況であります。

この1年間の経験や教訓を無駄にすることなく、次なる感染の波に向けた医療提供体制の構築、病床の確保が重要と考えますが、道として、これまでどのように病床確保を進めてきたのか、また、今後の病床確保に当たり、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

また、昨年末の第3波を超える感染拡大が来た場合の最悪な事態も想定し、新型コロナ専用の

病院や臨時医療施設の設置も検討すべきと考えます。

これまで新型コロナの患者を受け入れてこれなかった医療機関の中にも、受入れに前向きなところがあるのは承知しておりますが、これらの医療機関は、今診ている患者さんの安全を担保した上で、新型コロナの患者を診たいと考えており、既存の施設がネックとなっているところもあると伺っております。

病床確保を進めるためには、こういった患者の受入れに前向きな医療機関を支援していくことが必要と考えますが、例えば、敷地内にプレハブを設置するなど、臨時的な病床拡大による対応もあるのではないかと考えます。

道としてどのように対応する考えなのか、お伺いをいたします。

新型コロナの患者を受け入れている医療機関の看護師は、自院での対応のほか、クラスターが発生した他施設への応援など、使命感を持って懸命に対応しておりますが、医療機関への誹謗中傷や、家族が差別的な扱いを受ける例も残念ながら存在しており、厳しい勤務環境の長期化により、疲弊して退職を検討する方や、現に退職した方もいると伺っております。

新型コロナの収束はまだかと思われませんが、こうした状況の中、今後の看護師確保について、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

冬場のインフルエンザとの同時流行も懸念されておりましたが、同じ感染症であるインフルエンザの患者数については、今年は、例年に比べ、低水準であると言われております。

この要因の一つとして、厚生労働省では、手洗いやマスクの着用の徹底など、衛生意識の高まりが背景にあると見ており、学校においては、児童生徒や教職員の頑張りが功を奏しているのではないかと考えます。

手洗い場の蛇口については、昨年第2回定例会において、我が会派の同僚議員から、手回し式からレバー式への交換の取組について伺ったところではありますが、感染経路を断ち切る一つの手として、非接触で手が洗える自動水栓の導入を求める保護者の声もありますことから、今後、学校の手洗い場に自動水栓を導入することも重要と考えますが、道教委の見解を伺います。

最後に、魅力ある高校づくりについて伺います。

本道においては、全国を上回るスピードで進む人口減少に加え、都市部への人口流出傾向が続いておりますが、高校でも都市部の大規模校への進学を選択する生徒が一定程度おり、地方の高校が小規模化していく要因の一つとして挙げることができます。

また、道外への流出と道外からの流入の人数を比較すると、令和2年度によるものでは、道外への流出は158名で、道外からの流入は417名と、道外からの流入のほうが多いとのことですが、流出には、一家転住によるもののほか、部活動を理由としたものが少なからずあるのではないかと考えます。

こうした現状の下、地域の活力を維持していくためにも、子どもが地域の魅力を再認識し、地元の高校を進学先として考えることができるよう、各学校や地域の実情に応じた魅力ある高校づくりを進めていく必要があると考えますが、道教委の考えをお伺いし、私の質問を終わります。

（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）加藤議員の質問にお答えをいたします。

最初に、道産食品の輸出拡大に向けた取組についてであります。海外においても、感染症の影響に伴いまして、外出自粛や巣籠もり消費の拡大によって、家庭内で消費される商品の需要が増加するなど、食市場の変化が生じております。

道産食品の輸出をさらに拡大させていくためには、こういった市場動向に的確に対応することが重要であると認識をしております。

このため、道では、有望市場でありますASEAN地域のどさんこプラザを効果的に活用いたしますほか、道産食品を活用した家庭向けメニューの普及啓発や、量販店等における道産水産物の販売促進に加えまして、新たに、農水産物から加工品まで幅広い商品を対象に、ECやオンライン取引に対する支援を行うなど、道産品の販路拡大や販売手法の多様化に取り組んでまいります。

また、ウイズコロナ、アフターコロナを考慮しながら、ジェトロなどの関係機関の皆様と連携をし、オール北海道で輸出品目の増や北海道ブランドの浸透、人材育成などの取組を積極的に進め、道産食品のより一層の輸出拡大に努めてまいります。

次に、道における男性職員の育児参加についてであります。

男性が育児参加をすることは、本人やその御家族はもちろんのこと、職場全体のワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進といった観点からも、大変重要であると考えております。

道においても、北海道特定事業主行動計画に基づきまして、育児休業の取得促進や子育てに理解のある職場づくりに向けて、子育て支援セミナーの開催や管理職員との面談を通じた育児計画書の作成などの取組を進めてきているところでございます。

こうした中、配偶者の出産の際に取得可能な休暇制度については、大部分の男性職員が活用しております一方で、男性職員の育児休業の取得率は、年々増加傾向にあるものの、国家公務員の取得状況を下回っており、私としては、男性職員の育児休業取得率を令和6年度までに20%とする数値目標の達成はもちろんのこと、育児に伴う休暇や休業を希望する職員がためらうことなく取得できるよう、職員の誰もが子育てに参加しやすい職場環境づくりを一層取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、男性職員の育児休業の取得についてであります。男性職員が安心して育児のための休暇や休業を取得できるよう、管理職員をはじめとする周囲の理解促進や取得しやすい職場づくりをさらに進めていくため、これまでの取組に加えて、子育て支援に関する各種制度や育児休業を取得した男性職員の体験談を掲載したリーフレットを新たに作成し、職員はもとより、それぞれの御家庭にも配付をし、制度等の周知を図っていきますほか、こうした資料も活用しながら、管理職員や若手男性職員を対象としたセミナーなどを通じて、理解と協力を深めていきますとともに、私自身も、職員に対して休業の取得促進を広く呼びかけていきたいというふう考えており

ます。

今後とも、こうした取組によって、男性職員が育児休業を取得することへの不安や抵抗感を解消していきますとともに、時間外勤務の縮減など、ワーク・ライフ・バランスを一層推進しながら、職場全体での意識変革や機運の醸成を図り、育児休業の取得をはじめ、男性職員の子育て参加を積極的に進めてまいります。

次に、ソーシャルメディアを活用した道政広報についてであります。近年、情報の入手方法が多様化している中、私としては、幅広い世代の方々に分かりやすく情報をお伝えするためには、年齢層に応じた広報媒体を適切に組み合わせることが重要であり、特に若い世代に対しては、ソーシャルメディアを通じた情報発信が有効であると認識しています。

道では、これまでも、ツイッターやフェイスブックなど、それぞれのソーシャルメディアの特性を踏まえて、道政に関する情報を発信してきたところでありますが、今後とも、より関心を持っていただけるよう、文章や動画を工夫するなど、効果的な活用方法を検討していきますとともに、新たなメディア環境について常に情報収集を行って、道政の広報媒体として有効なものは柔軟に取り入れながら、多くの皆様に情報が的確かつタイムリーに伝わるように努めてまいります。

最後に、臨時的な病床の確保についてであります。感染症患者の対応に当たっては、感染症病床や一般病床を活用しているところでありますが、特例的な措置として、医療法に基づく特定病床の活用や、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、6か月間に限り、増床可能な臨時病床の設置が認められております。

先般、国から、感染拡大に伴い、入院患者が増加した場合には、確保病床を最大限活用するとともに、既存施設や敷地を利用した臨時医療施設の開設なども考慮するよう通知されております。

現在、道では、プレハブや遊休施設を活用した病床設置について、個別の医療機関と協議を進めているところでありますが、今後も、各地域においてさらなる病床の拡大を要請いたしますとともに、仮設の病床の設置や非稼働病床の利用など、想定を上回って感染が拡大した場合の対応策についても、関係団体や専門家の皆様の御意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 経済部食産業振興監谷岡俊則君。

○経済部食産業振興監谷岡俊則君（登壇）道産食品の輸出の現状についてであります。貿易統計によれば、昨年道内港からの農林水産物、食品の輸出額は、ホタテの価格低下の影響を大きく受け、全体で13%減となりましたが、農畜産物では、ミルク・クリーム類、豚肉、鶏卵の畜産品が大きく増加し、37%増となったところでございます。

また、レトルトなどの調製食料品、調味料、水、清涼飲料水といった家庭における消費材では大幅に輸出額が伸びており、海外においても、感染症の影響による巣籠もり消費の増などといっ

た食市場の動向の変化によるものと考えております。

こういった傾向は当面続くと見込んでおり、道としては、道産食品の輸出拡大に向け、相手国の社会経済情勢や消費ニーズの動きを的確に捉えながら、道内の事業者の取組をきめ細かく支援していくことが重要と考えています。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 経済部長山岡庸邦君。

○経済部長山岡庸邦君（登壇） eスポーツを通じた本道の活性化についてであります。国では、昨年度から、eスポーツの健全かつ多面的な発展を図るため、市場動向や課題、発展方向など、今後の振興に向けた議論が始まっており、その推進を担う全国的な業界団体も設立されたところでございます。

また、道内におきましても、札幌市や旭川市では拠点施設が整備されたほか、eスポーツの理解促進に向けたセミナーや競技大会が開催されるなど、具体的取組が広がりつつあるものと認識しております。

道といたしましては、こうした動きを踏まえ、eスポーツの動向把握に努めながら、今後の可能性を研究しているところであり、業界のニーズも十分踏まえ、今後は、国の事業も活用しながら、多様な方々の参加も含めた関連イベントの開催支援や、道内のIT企業の新事業・新分野進出先としての参入支援など、交流人口の拡大とIT・コンテンツ産業の振興の両面から取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部長倉本博史君。

○総合政策部長倉本博史君（登壇）マイナンバーカードの普及拡大についてであります。マイナンバーカードは、行政手続をオンラインで行う際の電子証明書としての役割に加え、今月下旬からは健康保険証としての利用が始まり、北海道Society5.0の実現に向けて、社会のデジタル化を促進する上でも重要な基盤であると認識いたしております。

道では、現在策定中の北海道Society5.0推進計画において、国の方針に準じ、2023年3月末までにカードの交付率を100%とする目標を設定し、普及拡大に向けた取組を推進することとしており、ホームページやパネル展等によるカードの有効性の広報や、市町村に対する交付拡大に向けた効果的な取組事例の紹介などといったこれまでの取組に加え、今後、市町村と連携をし、オンラインで行うことができる行政手続を充実することで、カードの利用機会の拡大を図るなど、マイナンバーカードの一層の普及に努めてまいります。

以上であります。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、病床の確保についてでございますが、道では、病床確保計画を策定し、地域の感染状況に応じまして、受入れ可能な病床を段階的に拡大することとしており、これまで、新規患者数や疫学調査の結果などを勘

案しながら、3次医療圏単位で病床の拡充を進めてきたところでございます。

重点医療機関や協力医療機関の指定、高齢患者を受け入れる医療機関の確保などにも取り組んでまいりました。

道といたしましては、今後、再び感染が拡大した場合も想定いたしまして、国の緊急包括支援交付金や緊急支援事業などを活用しながら、受入れ病床のさらなる拡充や回復患者を受け入れる後方医療機関の確保を進めるとともに、宿泊療養施設等も効果的に活用しながら、感染症患者に対します医療提供体制を確保してまいります。

次に、看護職員の確保についてでございますが、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療機関等がその診療機能を維持、発揮していくためには、看護職員の確保が重要と考えてございまして、道では、これまで、集団感染が発生した医療機関等からの要請に応じまして、他の医療機関から職員を派遣するなど、看護職員の確保に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうしたマンパワーの確保策に加えまして、北海道看護協会や関係機関と連携を図りながら、看護職員の離職防止に向け、勤務環境改善を行う医療機関への支援を行うとともに、育児等で離職した方に復職を呼びかけるほか、就業に関する相談やPRを行うナースセンター事業等を活用し、再就業の促進を図るなどしまして、引き続き、必要な看護職員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）加藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、学校の手洗い場の感染症予防対策についてでございますが、手洗いは、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策の基本の一つであり、児童生徒が手で触れる手洗い場などの蛇口を清潔に保つことは重要であります。

道教委では、これまで、道立学校において、国の学校教育活動再開支援事業費を活用し、手回し式の蛇口をレバー式に交換するとともに、市町村に対しても導入の働きかけを行い、手洗い場の衛生確保を促してきたところであります。

自動水栓につきましても、新築、改築等の機会に導入を行ってきたところでありますが、今後は、国の支援事業の周知や、研修会等の場で先進事例の導入効果を紹介するなどして、学校の安全で衛生的な環境整備を図ってまいります。

次に、魅力ある高校づくりについてでございますが、北海道が将来にわたって輝き続けていくためには、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという理念のもと、地域と連携協働し、魅力ある高校づくりを推進することがこれまで以上に強く求められているものと認識しております。

このため、道教委では、昨年12月に、地域創生に向けた高校魅力化の手引を作成、配付し、各学校において、学校と地域が連携し、地域の教育資源を積極的に活用するなど、特色ある教育活

動の推進を図っております。

また、本年4月に高等学校遠隔授業配信センターを開設し、地域連携特例校や離島に所在する高校に対し、生徒の興味、関心や大学進学等の進路希望に応じた教科、科目を配信することとしております。

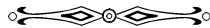
今後は、都市部や道外の高校へ進学した生徒のニーズや地元進学 of 課題等を把握するとともに、地域で優れた成果を上げている実践事例を周知するなどして、教育活動の一層の充実に努め、子どもたちに選ばれる魅力ある高校づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 加藤貴弘君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時58分休憩



午後4時1分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

赤根広介君。

○65番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、順次伺ってまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

発生から1年以上が経過し、国内で最も長期間にわたり影響を受けてきた本道でも集中対策期間が終了しましたが、今後は、年度末、年度初めで移動機会の増加が見込まれ、感染再拡大防止の取組が求められます。

また、引き続き、一定の感染状況が続くことも想定され、日常生活での対策の徹底はもとより、例えば、地域の医療機関で通院患者の感染が判明しても、スタッフが濃厚接触者に該当しないよう、感染防具を身につけていることで診療の継続を可能にするなど、飲食店も含めて、全ての業種において感染防止の徹底を図り、業務継続を可能とする仕組みづくりが感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に欠かせません。

道では、「新北海道スタイル」のホームページで、対策実施店舗や対策好事例を紹介するなど、取組の見える化を図っておりますが、ポストコロナを見据え、科学的エビデンスに基づき、さらに踏み込んだ対策に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

事業者に対する国の一時支援金の申請受付が昨日から始まり、道では、国の制度を踏まえ、独自に支援金を支給するとしており、一日も早い支給が求められます。

また、札幌市でも、国の緊急事態宣言や道の対策の影響を受けた飲食店と取引がある関連事業者に対して、道の支援金の対象とならない事業者への支援金を支給する関連経費を含む補正予算

が3月3日に市議会で議決され、予算執行が可能となりました。

しかしながら、道の制度が明らかにならなければ、札幌市は制度設計ができない状況です。

道の支援金制度はどのようになっているのか、また、札幌市との連携を含めて、早期支給にどのように取り組むのか、申請や支給開始の見通しと併せて、所見を伺います。

次に、医療提供体制等についてです。

新型コロナウイルス感染症により、道内では696名の貴い命が犠牲となりました。特に命を落とすリスクが高い重症患者を救う最後のとりでと言われるECMOについて、新年度でも整備費が予算計上されております。

昨年12月に実施された、特定機能病院を対象とした共同通信社による全国調査では、重症者に対応できるスタッフについて、看護師不足が53%、医師不足が44%に上り、ECMOなどに習熟した人材確保が課題となっております。

国の調査では、昨年2月時点での道内のECMOは59台ですが、整備状況や治療実績はどのようになっているのか。また、今後、どの程度整備し、人材確保・育成にどう取り組むのか、伺います。

道では、最大で1827の病床を、また、宿泊療養施設を1835室確保しており、東京オリパラの海外からの観客受入れが見送りの方向と報じられており、また、北海道エアポートの新年度の事業計画では、国際線旅客数を約51万人と想定していることから、当面、インバウンド需要の劇的な回復は難しいと考えますが、重点政策でも国際大会の受入れとインバウンドの再獲得を掲げていることから、外国人患者の言語はもとより、宗教や文化などの生活習慣に対応した受入れ体制の整備を図る必要があります。

コロナとの闘いが長期化する中で、外国人患者の受入れはどのようになっており、課題をどう認識し、対処しようとするのか、伺います。

変異株について、道内でも変異株が疑われる感染者は13件となっております。

2月の道の変異株の検査は、新規陽性者の割合で19%となっておりますが、今後はどの程度、変異株検査の拡充を目指すのか、伺います。

次に、ワクチン接種についてです。

約166万人を対象とした高齢者へのワクチン接種について、国から、4月上旬発送分の供給量は約1万1000人分にとどまる見通しで、必要想定数が大幅に不足することを踏まえ、知事は、接種に向けた体制整備が図られている市町村を優先することなどを含めて、対応を検討する考えを示しております。

一方、札幌市長は、3月6日の会見で、市内への配分量について極めて限定的と述べ、多床室がある高齢者施設の一部では、4月からワクチン接種を行うものの、大半の高齢者への接種開始は、5月以降にならざるを得ないとの認識を示し、4月中に予定していた接種券の配付も当面は見合わせるようです。

市町村の接種体制は一定程度整っており、むしろ情報不足が問題というふうに考えるわけです。

が、知事は、体制整備以外、どのような点を念頭に検討し、いつ道の対応を明らかにされるのか、伺います。

市町村では、ワクチンの流通調整や接種記録の管理など、多くの作業を担うこととなり、広域分散型の本道特有の難しさを抱えながらも、その準備が進められております。

接種は、住民票所在地が原則であります。長期入院など、やむを得ない事情がある場合は、それ以外でも接種できるとしており、また、遠隔地で下宿している学生や出産のために帰省している妊婦などは、希望する自治体に申請し、認められれば接種できるとしています。

例えば、札幌市近郊の自治体では、かかりつけ医が札幌にいる住民も多く、札幌での接種を希望する方が増えることが予想され、こうした調整を円滑に行っていく必要があります。

岡山県では、ワクチン接種について、住民が、居住地にかかわらず、通勤・通学先でも接種を可能にするため、居住地以外の市町村でも接種を受けられる体制を構築するとしており、道でも、こうした取組を踏まえ、円滑な接種体制を整備すべきであります。所見を伺います。

3月7日をもって、4か月余りに及んだ集中対策期間が終了しましたが、新規感染者数は下げ止まり傾向でも、札幌や釧路の病院などでクラスターが発生し、変異株の感染疑いも増加しており、感染再拡大のおそれも拭えず、感染拡大が起これば、このたびの集中対策期間のような対策を講じなければなりません。

集中対策期間に伴う時短要請の解除に際し、知事は、想定以上の速さで新規感染者の減少が図られたとし、道民や事業者に感謝を述べておりますが、対策期間や措置内容の根幹に関わる感染者の減少について、どのような想定をしていたのか、伺います。

また、今後、集中対策期間のような対策を講じる際には、道民理解が得られ、モチベーションが保たれるよう、あらかじめ出入口の基準を示すべきですが、見解を伺います。

特措法に基づくまん延防止等重点措置について、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安である10万人当たり15人を超えるおそれがある場合などに、国への要請を検討すること、また、この取扱いについて、道の警戒ステージに反映することを3月5日の対策本部会議で決定しております。

代表質問でもいただきましたが、全道の目安だけでは、例えば、石狩振興局を除く13振興局管内が全てステージ5の感染者数に達したとしても732人であり、796人の基準には達しません。

道民理解を深め、対策の実効性を高めるためには、地域ごとのきめ細やかな対応が必要と考えますが、所見を伺います。

また、感染再拡大の対応として、予兆に対する迅速な対応を行うのであれば、モニタリングの指標として実効再生産数も取り入れるべきと考えますが、見解を伺います。

感染拡大の長期化に伴い、生活困窮の問題だけではなく、社会的孤独や孤立の問題が顕在化しており、国は、この問題に対応するため、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を新設し、先日、民間の支援団体代表などにより、孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラムを開催しております。

独り暮らしや独り親、不登校など、問題が複雑化しており、世代や立場を問わず直面する可能性があり、最悪の場合は自殺につながるおそれのある、この社会的孤立問題について、どのように認識し、対策を講じるのか、所見を伺います。

道では、新型コロナウイルス人権相談窓口で、1月末時点で84件の相談を受けたと公表しておりますが、あくまで相談件数であり、実態をより正確に把握する必要があります。

他県では、誹謗中傷等の対策に特化した条例の制定など、対策の強化が見受けられるほか、インターネット上の誹謗中傷や差別に対し、AIを活用して常時モニタリングし、問題投稿は証拠として画像保存し、被害者から要請があれば提供したり、必要に応じて削除依頼、警察などへの情報提供を行うなどの対策が講じられており、デジタル化の推進を掲げる道も、こうした対策の強化に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

次に、デジタル化の推進についてであります。

重点政策では北海道Society5.0の実現を掲げており、次世代社会戦略局を新設し、ICT分野の即戦力として活躍できる民間人材を採用するとしておりますが、人材確保は、官民を問わず、全国的なトレンドとなっており、さながら争奪戦の様相であります。

一方、コロナの影響で雇用情勢が悪化し、道内でも離職を余儀なくされる方が増加していくことが懸念され、東京都や宮崎県などでは、民間企業と連携し、職業訓練だけではなく、就労支援までをパッケージとして、自治体がIT人材の育成に取り組む動きが見られます。

道でも、MONOテクの活用や、地域の職業訓練校や民間事業者との連携など、様々な手法を駆使してIT人材の育成に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

次に、仮称・北海道アリーナ構想についてであります。

新型コロナウイルスは、私たちの生活に未曾有の事態をもたらし、スポーツ分野も例外ではなく、イベントや競技大会が延期、中止を余儀なくされ、日常のスポーツ活動にも大きな影響を及ぼしました。

しかし、このようなときだからこそ、夢、感動、喜びなどを分かち合い、心身の健康に不可欠なスポーツの価値が再認識され、ウイズコロナ時代のスポーツの在り方を見いだしていく必要があります。

国は、成長戦略フォローアップ2019で、全国のスタジアム、アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに20拠点を実現するとしており、さきの定例会で、民間活力の活用とスポーツ政策の推進について、きたえーるの運営の在り方も含め、今後の取組を伺ったところ、知事は、スポーツの成長産業化の視点を入れた運営形態の先進事例を踏まえ、施設の利活用の方策などについて検討を進めると、前向きに述べられました。

きたえーるは、令和4年4月から5期目の指定管理期間が始まる予定と承知しておりますが、こうした状況を念頭に、知事が言う時間軸を意識しながら、北海道スポーツ推進計画で掲げるスポーツの成長産業化におけるスポーツ施設を核としたまちづくりや、アリーナ等の魅力ある観戦環境づくりの具現化に向けて、まずは、仮称・北海道アリーナ構想の策定に向けて取組を進める

べきと考えますが、所見を伺います。

次に、道民の暮らしと交通・物流政策についてであります。

3月2日、道内各地が大雪に見舞われ、JR北海道は全部で702本を運休し、道内の公立高校の一般入試が延期され、また、芦別市などでは雪崩が発生し、トレーラーが巻き込まれるなど、各地で交通障害や車両事故などの被害が発生しました。

当日、私も、地元から一般道で道議会まで移動しましたが、道中、車両事故や風雪が吹きつける中、バス停に並ぶ学生たちの姿を見るたびに、その無事を祈るばかりでありました。

昨年末、新潟県を中心とした大雪により、関越自動車道で大規模な立ち往生が発生したことを踏まえ、雪による車の立ち往生の防止策を検討する国の有識者会議は、高速道路と一般道が並行する区間で大雪に見舞われた場合、同時に通行止めにして集中的な除雪を優先する提言を出しております。

道では、北海道雪害対策連絡部を設置し、雪害に対する予防対策と応急対策の円滑な実施を図るとしてありますが、このたびの大雪災害において、道民の生命を守り、社会経済活動を維持するために、本連絡部の活用をはじめ、関係機関との連携をどのように図り、対応したのか、また、一層の対策強化にどのように取り組むのか、伺います。

道は、地域公共交通計画の策定に向け、市町村や交通事業者との意見交換を開催し、計画策定に係る協議会に参画するなど、地域の支援や理解促進に、本庁と振興局の連携のもと、取り組んできたと承知しております。

新年度は、地域公共交通計画策定支援事業費が予算計上されており、交通政策総合指針の重点戦略では、計画策定の市町村カバー率を、令和2年の21.2%から令和5年に100%にするとしております。

計画の策定に当たり、本道の広域性を踏まえると、複数の自治体にまたがる広域計画が想定され、交通資源や地域住民のニーズの把握、分析、理解が不可欠であり、着実に実行していくことが求められますが、どのように取り組むのか、所見を伺います。

国は、昨年12月に、北極域研究船の利活用方策・費用対効果等に関する有識者検討会にて、研究船の利活用方策などに関する検討結果を取りまとめ、研究船を速やかに建造、運用することが適当であると結んでおり、国は、新年度から北極海での観測活動を進めるため、砕氷機能を持つ研究船の建造に着手するとして4億円余りを予算計上し、5年間で総額335億円を投じて、北極海航路でのプレゼンス強化につなげようとしております。

知事公約はもとより、道では、指針の重点戦略において、北極海航路の地理的優位性を生かした利活用などを位置づけておりますが、機運醸成など、これまでの取組の成果をどのように認識し、北極圏研究機関の集積や本道のポテンシャルを生かした拠点機能の整備などをどのように実現しようとするのか、伺います。

最後に、ジェンダーフリーの推進と女性活躍について伺います。

昨日3月8日は「国際女性デー」で、世界各地で様々なイベントが開催をされました。

2021年度からの5年間で達成すべき目標を示した国の第5次男女共同参画基本計画が、昨年末、閣議決定をされ、焦点の一つの選択的夫婦別姓の導入は、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、さらなる検討を進めるとの表記にとどまりました。

策定過程におけるパブリックコメントでは、婚姻率が上がるなど、結果的に国家に対しても好影響を生むことが考えられるとの意見があり、国の専門調査会においても導入を求める声があったところでもあります。

さらに、国の調査では、18歳から39歳までの女性では、制度導入に対して、賛成が52%以上であり、女性の活躍推進はもとより、今年の出生数が80万人を割り込むとも予想され、少子化に拍車がかかることが懸念をされる中、選択的夫婦別姓の導入は、婚姻件数を増やす契機になるとの有識者の指摘もあります。

選択的夫婦別氏制度について、知事はどのような認識をお持ちか、伺います。

世界経済フォーラムが2019年に公表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は153か国中121位で、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資をめぐる競争の成否を通じて、日本経済の成長力にも関わる問題となっております。

国の基本計画では、男女共同参画センターが地域の課題解決を行う拠点として、その果たす役割を明確にし、関係機関との有機的な連携のもと、取組を強化するよう促すとしておりますが、道は、男女共同参画センターの機能強化にどのように取り組むのか、また、国の基本計画を踏まえ、道の男女平等参画基本計画の見直しも含めて、男女平等、そしてジェンダーフリーの推進にどのように取り組むのか、所見を伺います。

次に、教育現場における女性の活躍についてです。

国の基本計画の策定に当たり、男女共同参画会議で示された資料では、その取り組むべき分野の一つに教育が掲げられており、学校長や教頭への女性の登用については、2018年における日本の中学校校長の女性の割合が7%であり、OECDの加盟国等の48か国平均の48.9%とは40%以上の差が示されております。

道教委では、平成27年に制定された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律において、女性の活躍推進に関する取組を定めた特定事業主行動計画の策定が義務づけられたことから、教育現場における女性の活躍推進をさらに進めるため行動計画を、また、関連する計画として北海道教育委員会職員子育て支援行動計画をそれぞれ策定しており、道の学校職員の男女比は、45歳以下ではその比率が拮抗していることから、女性の管理職登用を含めた取組は今後ますます重要になると考えます。

計画では、平成32年度までに管理職員に占める女性職員の割合を15%としておりますが、現状について、課題認識と併せて伺います。

また、女性職員の活躍推進に向け、今後どのように取り組むのか、国の基本計画も踏まえ、道教委の計画見直しの考え方も含めて、所見を伺います。

最後に、育児休業についてであります。

計画では、男性職員の育児休業取得率を令和6年度までに10%にするとしておりますが、令和元年度中に新たに育児休業の取得が可能となった男性職員504名のうち、取得数は24名で、率は4.8%です。

学校現場の働き方改革が求められる中、女性の活躍推進はもとより、ワーク・ライフ・バランスの確立の観点からも、育児休業の取得促進にどのように取り組むのか、伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の質問にお答えをいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症に関し、まず、事業者の方々への支援金についてであります。昨年の秋からの感染症の再拡大に伴い、道では、時短営業や往来・外出自粛などの対策を講じており、全道の様々な事業者の方々に経済的な影響が及んでいるものと認識をしております。

このため、道では、現在、影響を受けた事業者の方々に対する支援金制度の詳細について検討を進めておまして、3月5日に、現時点での概要を道のホームページで公開したところでございます。

道としては、札幌市をはじめ、道とともに支援を行いたいと表明する市町村とも連携し、道議会での御議論も踏まえ、早急に検討を進め、検討状況については、随時、ホームページでお知らせをしながら、全道の事業者の方々に一日も早く支援が行き届くよう取り組んでまいります。

次に、変異株に係る検査についてであります。道では、変異株の発生状況を迅速に把握し、対策につなげるため、道立衛生研究所及び札幌市衛生研究所において変異株に係るスクリーニング検査を行いますとともに、道衛研では、ゲノム解析を行う体制を整備し、検査等を実施しているところであります。

今後、スクリーニング検査などの実施体制をさらに確保するため、道立保健所等においてもスクリーニング検査体制の整備に努めるとともに、大学や民間検査機関などに対し、変異株に係る新たな知見や検査方法等に関する情報を提供しながら、これら検査や解析の実施について働きかけるなどして、変異株検査のさらなる体制整備に取り組んでまいります。

次に、ワクチンの接種についてであります。道では、ワクチンの接種に当たっては、希望される全ての道民の皆様が、円滑に安心して接種いただける体制をしっかりと整えることが重要と考えておりますことから、接種体制を整えられるよう、市町村や医療機関等と情報共有をより密にしながら、実情に即した支援に努めているところでございます。

こうした中、先日、国から道内の優先接種の対象となる高齢者の方々の約166万人に対し、4月上旬に約2万2000回分のワクチンを配分すると連絡があったところでありますが、必要数を大きく下回ることから、道では、このワクチンの配分先等を含めた対応について、市町村における接種体制の準備状況や接種券の送付方針なども考慮しつつ、検討しているところでございます。

今後、配分の考え方を速やかに決定し、市町村にお示しをいたしますとともに、引き続き、国

から円滑なワクチン接種に必要な情報を積極的に収集し、その対応に努めてまいります。

次に、接種体制についてであります。ワクチンの接種は、基本的に住民票所在地の市町村で受けることとされておりますが、やむを得ない事情によりまして、住民票所在地以外で接種を受けることを希望する方については、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うことにより可能としているところであります。

こうした中、本道は、広域分散型で市町村数が多いことから、生活圏である複数の市町村が連携して、域内の住民の方々に対しワクチンの接種を行うことは、住民の利便性が高まるとともに、効率的な接種を行う観点から有効であると考えており、市町村に対し、複数の自治体による連携事例などの最新の情報を紹介するなどしながら、地域における円滑な接種体制の整備に努めてまいります。

次に、感染状況等についてであります。2月16日からの集中対策期間の延長に当たり、道としては、札幌市における新規感染者数を道の警戒ステージ3の水準まで下げることが想定していましたが、道民や事業者の皆様の御理解と御協力により、札幌市の10万人当たりの新規感染者数が目標としていた15人を大きく下回り、半減をするなど、感染状況が改善をしたことから、専門家の方々などの御意見も伺い、予定どおり、2月28日をもって、営業時間の短縮という強い措置を終了したところであります。

また、道では、新規感染者数や入院者数といった指標に基づく独自の警戒ステージを設定し、原則として、先行指標である新規感染者数が指標を上回った場合、あるいは、下回った場合に、病床の負荷の状況を踏まえ、ステージの移行を総合的に判断することとしております。

今後とも、感染状況を日々慎重にモニタリングしながら、その時々感染状況に応じて対策を検討いたしますとともに、必要な情報を道民の皆様、事業者の方々と共有をした上で、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

次に、きたえーるを核とした新たな運営展開についてであります。きたえーるは、様々な世代の方々スポーツを行い、スポーツを観戦するなど、本道のスポーツ振興の拠点として、広く道民の皆様に親しまれているところでございます。

今後、きたえーるを核とした新たな運営展開やまちづくりを図るためには、民間の経営能力や資金を活用するといった視点が重要でありますとともに、道スポーツ協会のほか、実際に施設を利用する競技団体、きたえーるをホームアリーナとするプロスポーツチームなどから幅広く御意見を伺うことも必要であると考えています。

このため、道としては、こうした関係団体の皆様と連携を図りながら、国内外の先進事例の調査と併せ、国が設置するスタジアム・アリーナ改革の推進に関する相談窓口なども活用し、道民の皆様にとって、きたえーるが地域のシンボルとして魅力あるアリーナとなるよう、その利活用の方策について検討を進めてまいります。

最後に、選択的夫婦別氏についてでございますが、我が国では、民法において、婚姻に際し、男性または女性のいずれか一方の姓を称するとされておりますが、現実的には、女性が姓を改め

る例が圧倒的多数であります。

女性の就業の拡大等に伴い、姓を改めることが婚姻後の生活の支障になっているとの声などを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入の議論が行われているところでございます。

選択的夫婦別氏については、個人の生き方や家族形態が多様化している現在において、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できるとの意見がある一方で、共通の姓がなくなることによる家族の一体感や子どもへの影響を懸念する意見もあるなど、賛否が分かれております。

この制度の導入は、将来の国民生活に大きな影響を与える問題であることから、広く国民の間で十分議論が深まることが重要であり、引き続き、経過を注視いたしますとともに、女性活躍推進の観点から、婚姻により改姓をした人が不便さや不利益を感じることがないように、旧姓の通称使用の拡大なども進めていくことが必要であると考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、感染症対策についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症対策に際し、道民の皆様や事業者の方々に、専門家の意見を踏まえ、手洗いやマスクの着用など、基本的な感染症対策を「北海道スタイル」としてお願いするとともに、様々な事業者の方々が行う感染症対策として、国と関係業界が協力して策定した、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を呼びかけているところでございます。

こうした中、道では、この間の対策等の経験を踏まえ、感染者や濃厚接触者等からの感染拡大の傾向に加え、医療機関や社会福祉施設、飲食店等の集団感染が発生した業態の感染管理の状況とともに、国などから適宜示されます新たな知見等について、道民の皆様や事業者の方々へお示ししながら、全道が一丸となって感染症対策を積極的に進めてまいります。

次に、重症患者への対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、集中治療室で治療する方や、人工呼吸器、ECMOなどの医療機器を用いて呼吸管理を必要とする方を重症患者としてございまして、道では、各医療機関の対応状況を調査し、現在、重症患者用として101床を確保しているところでございます。

また、国の緊急包括支援交付金を活用し、医療機器の整備や医療関係者向けの研修事業等を実施しまして、受入れ体制の整備を進めており、昨年 of 感染拡大時には、最大で1日に37名の治療に当たってきたところでありますが、今後の感染状況によりましては、重症患者用の病床をさらに拡充していくほか、引き続き、医療機器の取扱いに関する専門的な研修を実施し、治療に必要な医師や臨床工学技士等の人材確保を支援するなどして、医療提供体制のさらなる充実を図ってまいります。

次に、外国人患者の受入れ体制についてでございますが、道内における外国人患者の受入れ可能な医療機関は、現在、43施設であり、このうち、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者を

受入れ可能な医療機関は28施設となっております。

今後、さらに受入れ可能な医療機関を整備していくに当たりましては、多言語対応やコミュニケーションの確保といった意思疎通が重要な課題と認識してございます。

このため、道では、今年度から、医療従事者向けの外国人対応研修のカリキュラムに新型コロナウイルス感染症の内容を盛り込むほか、医療機関の多言語看板や電光掲示板等の設置に対し支援するとともに、来年度、新たに、医療通訳者の配置、宗教食の調理や礼拝に必要な設備整備をする医療機関等に支援する予定でありまして、こうした取組を通じ、各地域において外国の方々への医療提供体制の充実が図られるよう努めてまいります。

最後に、社会的孤立への対応についてでございますが、国では、内閣府に孤独・孤立対策担当室を設置しまして、高齢者や子どもの見守り、住まいの支援などに横断的に取り組むための対策を骨太の方針に盛り込むものと承知してございます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中にありまして、生活困窮やひきこもりなど、様々な複合的課題を抱えた社会的孤立が顕在化しておりますことから、こうした方々を地域で見守り、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域共生型の社会づくりを進めていくことが重要と認識してございます。

このため、道では、市町村におきます地域の見守りネットワークづくりや共生型地域拠点づくりなどに取り組んでおりまして、新たに、自立相談支援機関のアウトリーチ機能を生かした訪問支援による孤立の早期把握や相談対応等を積極的に進めるとともに、自殺防止のためのSNS相談窓口を設置するなどしながら、今後とも、国の動向にも注視しつつ、複雑かつ多様な課題を抱えていても助けを求めやすい地域社会づくりを市町村と一丸となって進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部長倉本博史君。

○総合政策部長倉本博史君（登壇）地域における感染拡大防止対策についてであります。まん延防止等重点措置については、特措法において、特定の区域において感染が拡大をし、当該都道府県全体に感染が拡大するおそれがある場合などに講じられることとされており、その趣旨を踏まえ、このたび、道として、国への要請検討の考え方を示したものであります。

振興局ごとの感染状況につきましては、日々、モニタリングをし、これを踏まえて住民の皆様に対する注意喚起を行うこととしており、さらに拡大が見られる場合には、必要な情報を住民の皆様と共有しながら、他地域に波及する可能性や感染の広がり、医療提供体制等への負荷といった点を総合的に勘案し、関係市町村とも十分調整の上、専門家の御意見を伺いながら、特定の地域等を対象とした強い措置を早めに講じてまいる考えであります。

また、道では、国の分科会の提言を踏まえて、独自の警戒ステージの指標を定めているところであり、実効再生産数については、研究者により推計方法が異なり、取扱いには高度な専門性が求められると考えておりますが、国の分科会等における対応を踏まえながら、適宜、情報の把握に努めてまいります。

以上であります。

○議長村田憲俊君 環境生活部長築地原康志君。

○環境生活部長築地原康志君（登壇）初めに、新型コロナウイルス感染症に関する差別等への対応についてでございますが、道では、国の法務局や労働局、札幌市のほか、庁内の関係部局で構成する新型コロナウイルス感染症に関する人権相談等連絡会議を開催するなど、相談事例等の情報共有や連携した取組を行っております。

また、このたびの新型インフルエンザ等特別措置法等の改正を受け、道内の各地域でどのような人権問題が発生しているか、市町村等に対し、情報提供を依頼し、広く情報収集に努めますとともに、他都府県の取組事例を参考に、差別行為等の実態把握に向けた取組について検討を行うなど、今後とも、庁内はもとより、国や市町村など関係機関と積極的な連携を図り、相談対応の強化や悪質事案に対する適切な支援に努めてまいります。

次に、ジェンダーフリーの推進と女性活躍に関し、男女平等参画に向けた今後の取組についてでございますが、道では、北海道男女平等参画推進条例に基づき、男女平等参画の推進に関する道民等の活動を支援する拠点施設といたしまして、北海道立女性プラザを設置し、研修会や講演会の開催、女性のライフワークに応じた多様な相談に対応する女性の活躍支援センターの開設や、女性弁護士による無料の法律相談などの事業を実施いたしており、今後、男女平等参画に関心が低い層や次世代を担う若年層も気軽に参加できるよう、オンライン環境の整備などを行うことといたしております。

こうした取組と併せ、国の第5次計画も踏まえながら、道の男女平等参画基本計画に基づき、女性の社会参画拡大の促進や固定的な性的役割分担意識の解消などに取り組み、施策の進捗状況などについて、男女平等参画審議会の御意見を伺い、点検を行いながら、庁内の関係部との一層の連携を図り、誰もが性別を意識することなく活躍できる男女平等参画社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 経済部長山岡庸邦君。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）IT人材の育成についてであります。社会経済のデジタル化の進展を踏まえ、道では、IT企業の在職者向けに、関係団体を通じ、プログラミングやシステム開発など各種の講座を設け、技術者の育成や能力向上を図る講習会を開催しておりますほか、MONOテックを通じ、一般企業の在職者向けに、ウェブデザインなどITの活用技術を習得させる訓練を実施するとともに、求職者に対して、パソコン基礎や経理ソフトなど、就職に役立つITの基礎を習得させる訓練に取り組んでいるところでございます。

今後、こうしたIT化はさらに進展することが見込まれておりますことから、道といたしましては、道内の経済団体や企業などで構成する産業人材育成連携会議にワーキンググループを設置し、デジタル化の進展に対応した人材育成の在り方について検討を行うほか、地域の職業訓練団体の方々とも意見交換を行うなどして、様々な企業がデジタル技術を活用できますよう、IT

人材の育成の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総務部危機管理監野村聡君。

○総務部危機管理監野村聡君（登壇）雪害対策についてでございますが、道では、毎年、冬期間の災害に備え、防災関係機関の皆様と交通、放送などの事業者の方々から成る北海道防災会議雪害対策連絡部を設け、荒天が予想されます場合、あらかじめ参集いたしまして、災害の事前抑止と対策の実施に取り組んでございます。

3月2日の大雪に際しましては、前日に、連絡部の構成機関が、気象や交通障害の予測に関する情報共有を図りました。あわせて、2日当日につきましては、開発局や道警から危機対策課にリエゾンの派遣を受けまして、災害情報の収集と雪崩などの災害発生に備えたところでございます。

また、道民の皆様、あるいは、事業者の方々に向けましては、即時性の高いSNSを活用し、前日と当日に、荒天時の外出見合せや停電への備えを発信してございます。

今後は、豪雪に加え、融雪被害も予想される時期を迎えますことから、気を緩めることなく、適時適切に連絡部会議を招集いたしますとともに、昨年、新潟県で発生いたしましたような大規模災害が予想されます場合には、直ちに災害対策本部を立ち上げ、関係機関や市町村はもとより、道が災害協定を締結して、運輸、交通、除雪、道路啓開関連、あるいは、物資供給などの支援をお願いしております企業や団体の皆様とも連携して、事に先立ち情報発信を行うなど、災害の抑止や最小化に向け、速やかな対策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部交通企画監柏木文彦君。

○総合政策部交通企画監柏木文彦君（登壇）初めに、地域公共交通計画の策定に向けた取組についてでございますが、広域分散型の本道において、将来にわたり公共交通を維持していくためには、通院や通学など、住民の移動ニーズを踏まえた上で、市町村の範囲を超えた広域的な計画の策定を検討する必要があるとの認識のもと、振興局と本庁が連携を図りながら、市町村や交通事業者等を個別に訪問するなどし、計画の策定主体となる法定協議会の設置に向けた調整や様々な検討を進めてきたところであります。

こうした中、道といたしましては、来年度に、後志地域などにおいて国庫補助を活用した交通機関の利用状況や移動ニーズの調査に着手するなど、広域的な計画策定が進められることから、法定協議会などの場において必要な助言を行うとともに、単独で計画策定を進めている市町村の動きなども尊重しつつ、複数の市町村を結ぶ広域交通と各市町村内の生活圏交通との有機的な連携により、交通体系を最適化するとの観点に立ち、地域の実情を踏まえた広域計画の策定が促進されるよう、道が主体的な役割を果たしながら、鋭意取り組んでまいります。

次に、北極海航路に関する取組についてでございますが、道では、これまで、平成28年に策定いたしました北極海航路の利活用に向けた方針に基づき、国や港湾管理者、大学などと連携すると

ともに、道内港湾の活用や研究船の建造推進について様々な検討を深めながら、国に対し要望してきた中、国においては、このたび、北極域研究船建造の来年度予算を国会に提案したところであります。

こうしたことを契機に、海洋研究開発機構からは、地理的優位性のある本道港湾の活用に向け、北極域に近い研究開発拠点や燃料補給基地などの在り方など、様々な課題の整理やその解決に関する助言をいただいたところであります。

道といたしましては、今後、こうした助言を基に内容を精査の上、港湾管理者の意向を伺うなどして、研究船受入れ体制など、拠点機能の整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）赤根議員の御質問にお答えいたします。

ジェンダーフリーの推進と女性活躍に関しまして、女性職員の管理職への登用についてであります。道教委では、平成28年3月に策定した特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職登用に向けた取組を進めてきており、令和2年4月現在、学校における校長、副校長、教頭といった管理職員に占める女性の割合は9.2%であり、計画策定時の7.6%から一定の改善が見られますものの、計画の目標としている15%にはいまだ達していないところであります。

昨年7月に女性教職員を対象に実施したアンケートの結果では、管理職になると仕事と家庭の両立が困難、広域異動となるといった課題が明らかになったところであり、こうした分析を基にこれまでの取組を検証するとともに、国が昨年12月に策定いたしました第5次男女共同参画基本計画などを踏まえ、本年度末までに終了する現行計画を見直し、令和7年度までの新たな計画を本年度内に策定し、十分な能力を備え、意欲にあふれた女性教職員が活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、男性職員の育児休業の取得についてであります。道教委では、これまで、特定事業主行動計画に基づき、職員のための子育てサポートブックや管理職向けの子育て職員対応マニュアルの作成、配付、さらに、子育てに対する理解度を自己診断するセルフチェックシートを毎年度配付、実施するなどして、子育てに関する制度等の周知や意識啓発に努めてまいりました。

また、男性職員の育児休業取得促進に向け、育児休業を取得した男性職員などの体験談を掲載した活躍事例集を作成、配付するなどして、男性職員の意識改革なども進めてきたところであります。

男性の育児休業取得率につきましては、10年前の平成21年度には1.9%であったものが、令和元年度では4.8%と増加傾向にはありますものの、現状では、計画の目標としている10%には達していない状況でございます。

今後は、さらなる取得率向上に向け、父親となる教職員はもとより、職場の意識改革や機運の醸成が図られるよう、各職場において、管理職が対象となる教職員に対しまして、育児休業の取得も含め、男性が育児に参加することが望ましい姿であるということの理解を深める情報を提供

しながら、面談を行い、育児計画書の作成、提出を積極的に促すなどして、誰もが子育てに参加しやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 赤根広介君。

○65番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、御答弁をいただきましたが、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

2月16日からの集中対策期間の延長に当たり、札幌市の新規感染者数を道の警戒ステージ3の水準まで下げることが想定されたとのことのお答えでございました。

警戒ステージ3の水準ということは、10万人当たり2.5人以上14.9人未満だと理解をいたしますが、この延長を決定した2月13日の対策本部会議では、そうした想定は見受けられませんでした。

そもそも、2月12日時点で札幌市の新規感染者数は15.8人となっており、当時の減少傾向を踏まえれば、大規模クラスターが発生しない限り、警戒ステージ3の水準まで減少することは当然であり、その証拠に、その後開催されました対策本部会議で示された資料では、集中対策期間が延長された翌17日に11.7人まで減少し、28日とした時短要請終了前の25日には7.7人となっております。

こうした事実を振り返れば、集中対策期間の延長に当たり、札幌市の10万人当たりの新規感染者数15人という目標そのものの妥当性に疑問を持たざるを得ないわけであります。

また、対策自体の是非についても、賛否の意見もあったところと承知をしております。

このタイミングでの集中対策期間の延長に当たり、なぜ、札幌市の10万人当たりの新規感染者数15人という目標を設定されたのか、また、その妥当性をどのようにお考えか、再度、見解を伺います。

まん延防止等重点措置について、特措法の趣旨を踏まえ、国への要請検討の考え方を示されたということでもあります。

繰り返しになりますが、全道の目安だけでは、石狩振興局を除く、13振興局管内が全てステージ5の感染者数に達したとしても、国への要請検討の基準には達しません。

まん延防止等重点措置は、特定地域からの蔓延を抑えるための対応として、原則、市町村単位を範囲の対象としておりますが、道の考え方では、札幌市以外の市町村や地域でのまん延防止等重点措置の適用を想定されていないのか、所見を伺います。

次に、道民の暮らしと交通・物流対策について、初めに、大雪対策についてであります。

本年は、過去5年間で雪害の死傷者数が最も多くなっており、新潟の事案では、豪雪が予想される中、物流事業者が搬送せざるを得ず、結果、走行不能となったトラック等で事態が悪化し、道内でもJR函館線で列車が立ち往生し、乗客が11時間も車中に足止めをされました。

それぞれは個別の事案のように見えるかもしれませんが、こうした事態を未然に防ぐために

は、関係機関などが連携し、情報共有を図り、予見性を持って災害を回避するための対策を一体的に講じていくことが、結果的に人命と経済活動を守ることにつながるものと考えます。

このたびの大雪災害に関連して、道教委では、交通機関の運休などにより受検者が試験時間に合わなくなるような事態を避けるため、1970年以来ほぼ半世紀ぶりに、道立校の入試延期という極めて難しい判断をされました。

情報発信や当日の対応など、事後の検証はこれから行われるものと考えますが、JRをはじめ、公共交通機関が広範囲で運休したことなどを踏まえれば、私は合理的な対応だったのではないかと評価をするところであります。

そこで、今回の一連の経過を踏まえ、私としては、この北海道雪害対策連絡部に、道教委を構成員とするものの必要性を強く感じましたので、早急に検討されるよう御指摘を申し上げます。

そこで、改めて、雪害はもとより、災害から道民の命と暮らしを守るためには、知事が強いリーダーシップを発揮して、自らが先頭に立ち、災害抑止と被害の最小化に全力で取り組むべきと考えますが、再度、所見を伺います。

地域公共交通計画について、新年度、後志地域などにおいて各種調査を実施するということがあります。昨年から3年が経過をする北海道交通政策総合指針におきましては、人口や輸送量が減少する中であっても、持続的な交通ネットワークの維持確保を図ることを基本方針として掲げており、コロナ禍により交通事業者が一層厳しい状況に直面しているときだからこそ、知事はもちろんであります。長く本道の交通政策の中核に関わってこられた交通企画監のリーダーシップの下、着実にこの地域公共交通計画の策定が進むよう、強く指摘と期待を申し上げます。

最後に、ジェンダーフリーの推進と女性活躍についてであります。

選択的夫婦別姓について、知事の認識を伺いましたが、残念ながら、一般論を述べるにとどまりました。

制度はあくまで選択制であり、夫婦が望めば、それぞれ結婚前の姓を名のれるもので、言うまでもなく別姓を強要するものではありません。

女性の社会進出、活躍を推進する中、家族の形は多様となっており、選択肢として制度化するのは時代の要請とも言われており、政府の規制改革推進会議においても、選択的夫婦別姓の是非を同会議で議論する意見が出され、議題として取り上げるか、検討されるようでありますし、与党におきましても、選択的夫婦別姓の導入の是非を検討するプロジェクトチームを設置し、今週中にも初会合を開くとも報じられております。

本制度については、菅総理や橋本前男女共同参画担当大臣も、その導入に意欲的な姿勢を示しておりますが、知事も、公約に女性の活躍支援を掲げており、この公約を推し進める観点からも、選択的夫婦別氏制度について、その意義をどのように認識されているのか、再度、伺います。

また、広く国民の間で十分議論が深まることが重要と述べられましたが、道として、議論を深めるためにどのように取り組むのか、所見を伺います。

教育現場における女性の活躍について、行動計画について、現行計画を見直し、新たに計画を年度内に策定するとのことでありますが、課題として述べられた、管理職になると仕事と家庭の両立が困難、広域異動となるといった課題につきましては、何も昨日、今日、明らかになったわけではありません。

学校現場が抱える根源的な課題に対し、どのように対処されるのか、再度の答弁を求めます。

また、次期計画では、いまだに達成されていないばかりか、現状と相当乖離のある管理職員の女性の割合をどのように定めるのか、所見を伺います。

その他の質問事項も含め、引き続き、今定例会でただしてまいることを申し上げまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、目標設定等についてであります。札幌市においては、11月中旬から集団感染が広範に多発するなど、感染者が急増し、医療提供体制に大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な段階である、道の警戒ステージ4相当となる感染状況が増減しながらも継続をしていたことから、こうした状況を一刻も早く脱するため、まずは、道の警戒ステージ3の水準を目指し、その目安である10万人当たり15人を下回るという目標を設定することといたしまして、札幌市と協議の上、専門家の方々の御意見も伺い、道の対策本部で決定を行ったものであります。

次に、まん延防止等重点措置についてであります。まん延防止等重点措置については、特措法において、特定の区域において感染が拡大をし、当該都道府県全体に感染が拡大するおそれがある場合などに講じられることとされております。

道としては、札幌市のみならず、道内の特定の地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が10万人当たり15人を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生じるおそれがあると認められる場合に、専門家の方々などの御意見をお伺いしながら、重点措置の国への要請を検討することとしたものであります。

次に、災害時の対応についてであります。災害が予想される場合には、市町村や防災関係機関との緊密な連携のもと、情報共有はもとより、速やかに関係機関が参集をし、必要な対応を確認いたしますとともに、道民の皆様や事業者の方々にも適時適切に注意を呼びかけるなど、スピード感を持って対応に当たることが重要であると認識しております。

厳しい自然環境の本道においては、大雪、暴風雪は大災害につながる可能性があり、3月とはいえ、いまだ気を緩めることはできないところでありまして、今後とも、万が一、大規模災害が予想される場合には、ちゅうちょすることなく災害対策本部を立ち上げ、私自らが指揮を取り、道民の皆様や事業者の方々にも外出や移動について慎重に対応いただくよう、直接アラートを発しますとともに、関係機関や団体の皆様と連携して対応に当たるなど、災害の抑止や最小化に向け、鋭意、取り組んでまいります。

最後に、選択的夫婦別氏についてでございますが、この制度については、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択でき、女性活躍の推進につながるという側面を有する一方で、家族の一体感や子どもへの影響も懸念をされているところでございます。

このため、私としては、この制度について、広く国民の間で十分な議論が行われることが必要であるというふうに考えております。

今後とも、女性の活躍推進や家族の絆を大切にする地域社会の形成など、関連する様々な施策を展開する中で議論が深まっていくように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長。

○教育長小玉俊宏君（登壇）赤根議員の再質問にお答えいたします。

女性管理職の登用についてであります。管理職になると仕事と家庭の両立が困難になるといった課題は、家事や子育ての負担が多い女性教職員にとって、特に影響が大きいと考えております。

このため、道教委としては、これまで以上に、家庭生活に配慮したきめ細やかな人事配置に努めるとともに、キャリア形成を意識した研修の充実や、新たな女性教職員活躍事例集の作成などについて検討を行っているところであります。

今後は、こうした取組に加えまして、各学校の実情に応じた教頭の業務軽減等の取組を促すとともに、女性校長などから成る女性活躍推進会議において、毎年度の取組の進捗状況について検証を行うなどして、女性管理職を15%とする目標の達成に向け、力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 赤根広介君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月10日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時10分散会